

令和6年第1回那須烏山市議会3月定例会（第1日）

令和6年2月27日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 4時25分

◎出席議員（14名）

1番	高木洋一	2番	福田長弘
3番	荒井浩二	4番	堀江清一
5番	興野一美	6番	青木敏久
7番	矢板清枝	9番	小堀道和
10番	相馬正典	11番	田島信二
12番	渋井由放	14番	中山五男
15番	高田悦男	16番	平塚英教

◎欠席議員（1名）

8番 滝口貴史

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	熊倉精介
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	高田勝
総合政策課長	菊池義夫
まちづくり課長	小原沢一幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	川俣謙一
市民課長	大谷啓夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡誠
こども課長	水上和明
農政課長	深澤宏志
商工観光課長	星貴浩
都市建設課長	佐藤光明
上下水道課長	石嶋賢一

学校教育課長

大 鐘 智 夫

生涯学習課長

黒 尾 明 美

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

渡 辺 睦 美

書 記

村 上 和 史

## ○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第36号 那須烏山市農業委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第16号 那須烏山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第17号 那須烏山市立認定こども園設置及び管理条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第18号 那須烏山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第19号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第20号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第21号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第22号 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第23号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第24号 那須烏山市手数料条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第13 議案第25号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第14 議案第26号 那須烏山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第15 議案第27号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第16 議案第28号 那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人

- 員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第17 議案第29号 那須烏山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第18 議案第30号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第19 議案第31号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第20 議案第32号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第21 議案第33号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第22 議案第34号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第23 議案第35号 那須烏山市水道事業給水条例及び那須烏山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第24 議案第9号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について（市長提出）
- 日程 第25 議案第10号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について（市長提出）
- 日程 第26 議案第11号 令和5年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第27 議案第12号 令和5年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第28 議案第13号 令和5年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について（市長提出）
- 日程 第29 議案第14号 令和5年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について（市長提出）

- 日程 第30 議案第15号 令和5年度那須烏山市下水道事会計補正予算（第4号）  
について（市長提出）
- 日程 第31 議案第 1号 令和6年度那須烏山市一般会計予算について（市長提出）
- 日程 第32 議案第 2号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第33 議案第 3号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第34 議案第 4号 令和6年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第35 議案第 5号 令和6年度那須烏山市介護保険特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第36 議案第 6号 令和6年度那須烏山市境財産区特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第37 議案第 7号 令和6年度那須烏山市水道事業会計予算について（市長提出）
- 日程 第38 議案第 8号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計予算について（市長提出）
- 日程 第39 議案第37号 訴訟上の和解について（市長提出）
- 日程 第40 付託第 1号 請願書等の付託について（議長提出）
- 

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

**[午前10時00分開会]**

○議長（渋井由放） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま出席している議員は14名です。8番滝口貴史議員から欠席の通知がございました。定足数に達しておりますので、令和6年第1回那須烏山市議会3月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に御報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る2月20日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださるようお願い申し上げます。

---

**◎市長挨拶**

○議長（渋井由放） ここで、市長の挨拶と併せ、施政方針の説明を求めます。

川俣市長。

**[市長 川俣純子 登壇 挨拶]**

○市長（川俣純子） 令和6年度市政運営方針、報告させていただきます。

令和5年4月から、市政運営の指針となる第3次総合計画の運用を開始いたしました。人口減少や少子高齢化の進行、複雑・多様化する市民ニーズ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新しい生活様式、SDGs、そしてデジタル化の推進など、様々な行政課題が山積する中、「新たな未来への第一歩 市民が主役のまち 那須烏山市」を目指すべき将来像として掲げ、前例踏襲型の市政運営から一步踏み出し、10年後、20年後の将来を見据えた未来志向型への市政運営へと転換を図り、市民一人一人の知恵と力を結集した持続可能なまちづくりの実現を目指すこととしています。

令和6年度の当初予算につきましては、ウィズコロナへの対応に加え、第3次総合計画に掲げる重点戦略の本格的な着手を図るため、安全安心な暮らしを守り、将来に向けた都市再生予算として、本市の課題解決を図るため、攻めの市政運営に取り組んでまいり所存であります。

令和6年度当初予算につきましては、一般会計122億7,000万円、特別会計65億5,219万2,000円、水道事業会計11億2,734万1,000円、下水道事業会計6億9,286万6,000円を合わせますと、合計で206億4,239万9,000円であり、総額では、前年度当初予算に対しまして4億560万1,000円、2.0%増の予算規模となり

ます。

第3次総合計画における5つの基本目標ごとの重点的な取組について、申し上げます。

基本目標1「未来につなぐ健やかな暮らしを支える」。「将来を担う子育て支援戦略」として、結婚、妊娠、出産、子育てに至るまで、切れ目のない子育て支援を進めることとしております。（仮称）なすからこども園につきましては、令和7年4月の開園を目指し、着実に整備を進めており、今定例会に設置及び管理条例を上程させていただいております。また、おたふく風邪予防接種や、乳児1か月個別検診、そして先天性股関節脱臼検査に要する費用の一部を助成する市独自の新たな財政支援措置を創設するほか、若者交流事業の推進に向け、とちぎ結婚支援センター登録費に対する助成額を拡充いたします。さらに、物価高騰対策として、令和5年度に引き続き、学校給食の食材購入費に対する購入費の助成、家計負担の軽減に努めることとしております。

「安心して暮らせる地域づくり・医療戦略」では、令和6年度から本格的な運用を開始する重層的支援の充実に向けた予算を計上いたしました。

また、帯状疱疹予防接種に対する費用の一部を助成する、市独自の新たな財政支援措置を創設いたしました。

「多様で柔軟な共生戦略」では、新たに策定しました第2次なすから男女共同参画計画に基づき、昨年4月から運用を開始したパートナーシップ宣言制度をはじめ、誰もがお互いを尊重し、個性と能力を發揮できる社会の構築を目指してまいります。

基本目標2「未来につなぐ学びを育む」。地域と連携した学力向上戦略として、引き続き、小中学校だけでなく、県立烏山高等学校を含めた地域学の推進に取り組むとともに、年内に予定される学校適正規模等検討委員会からの答申結果を踏まえ、小中学校の在り方について結論を見いだしてまいりたいと考えております。

また、今年度、実現できなかった中学生海外派遣事業につきましては、新たな手法により再開をさせ、海外での体験を通じた英語力の向上と、国際感覚の醸成に努めてまいります。

「生涯にわたる学び戦略」では、観光の振興や、ジオパークのさらなる推進に向け、公民館講座において、案内ボランティアの育成に努めてまいります。

「スポーツを通じた活性化戦略」では、国体レガシーを継承する取組として、アーチェリー体験教室の開催や、デモンストレーションスポーツとして実施したウオーキングを実施するなど、スポーツツーリズムの推進による地域活性化に努めてまいります。また、運動公園を含む老朽化したスポーツ施設について、今後の施設の在り方に関する見直し検討に着手する考えであります。

「伝統・文化の活用・継承戦略」は、国史跡指定に指定された烏山城跡の保存活用計画につ

いて、令和6年度内の完成に向け、引き続き関係機関の協力を賜りながら、策定に取り組みます。また、貴重な伝統文化活動を大切に守り続けていくため、保存団体の垣根を越えた新たな連携の仕組みの構築に取り組んでまいります。

基本目標3「未来につなぐ賑わいを創出する」、「産業育成に係る雇用創出戦略」として、物価高騰やインボイス制度の運用開始など、急激な社会情勢の変化に柔軟に対応していくため、市内事業所への支援策の拡充により、中小企業等の振興を図ってまいります。

「持続可能な農林業育成戦略」では、昨年引き続き、JAなす南と連携し、パイプハウスや果樹棚導入費用の一部について助成する財政支援措置を講じることにより、収益性の高い園芸農業への転換による新たな農業振興を目指してまいります。

「選ばれる観光地域づくり戦略」では、烏山城跡の新たな活用策として、烏山城や城下町の町並みをデジタル技術の活用により再現したデジタルコンテンツを導入し、周遊性の高い着地型観光の推進に取り組むなど、新たなまちづくりに取り組んでまいります。

「移住・定住を促す魅力向上戦略」では、新婚世帯を対象とした住宅取得等の助成を新たに開始するほか、本市出身の学生たちを応援する学生応援ふるさと便について、来年度は、当初予算に計上した上で、Uターンの推進を兼ねた定住促進に取り組んでまいります。

基本目標4「未来につなぐ安全・安心な暮らしを守る」。「災害に強い国土強靱化戦略」として、現在検討を進めている防災集団移転促進事業について、下境地区の移転候補地となっている旧境小学校の解体を行います。消防団活動の新たな支援策としまして、車両総重量3.5トンを超える消防自動車を運転する際に必要な免許取得の一部を助成する財政支援措置を創設いたします。

「暮らしやすい都市再生戦略」は、JR烏山線の存続に向け、イベントの開催や、学生の定期券購入の助成を継続するほか、JR烏山駅周辺の民有地取得に向け、本格的な用地交渉に着手し、烏山線を最大限に活用したまちづくりと併せて、懸案であった市街地再生によるにぎわいの創出に取り組んでまいります。また、子育て世帯からの要望が多い清水川せせらぎ公園の再整備に向けた具体的検討に着手するとともに、市街地の回遊性を高める道路整備事業に取り組めます。

「環境に配慮した地域づくり戦略」では、今年度に策定を進めました第3次環境基本計画に基づき、個人向け太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車の購入費の一部を助成する新たな財政支援策を創設するとともに、学校給食センターのLED化など、脱炭素の推進によるゼロカーボンシティーを目指します。また、令和4年度に策定しました空き家等対策計画に基づき、令和6年度には、空き家の除去に要する費用の一部を助成する新たな財政支援制度を創設し、運用を開始いたします。

基本目標5「未来につなぐ持続可能な行政運営を築く」。「市政への市民参画戦略」として、市民が主役という理念の下、市政懇談会やタウンミーティング、そして市長移動室を積極的に開催し、市民と行政が双方向から真の意見交換ができる、開かれた市政運営を目指してまいります。

「費用対効果の高い行財政戦略」では、新たな歳入の確保策として、本市への企業版ふるさと納税を誘導する民間企業に対し、成功報酬を支出するマッチング支援事業を導入します。また、地方自治法に沿った確実かつ効果的な基金の運用を図るため、有利な債権の導入に努めてまいります。また、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の計画的な統廃合及び長寿命化に取り組むため、運動公園を含めた生涯学習施設整備計画の策定に取り組み、財政負担の軽減・平準化を目指します。さらには、大規模災害が頻発する中、市民の命と財産を守るため、安全安心な新庁舎整備に着手できるよう、令和6年度内に一定の方向性を見いだしてまいり所存であります。

「利便性を高めるデジタル戦略」では、令和5年度に策定を行ったDX推進計画に基づき、令和6年度から、新たに公金収納のキャッシュレスを開始いたします。また、将来的なワンストップ窓口の実現を目指し、令和6年度には、書かない窓口に向けたシステム導入を図るほか、各種証明書のコンビニ交付の推進や、行政手続のオンライン化の拡大による、行かない窓口への推進に取り組めます。

令和6年度当初予算につきましては、第3次総合計画に掲げる公約の事実的な実現に一步踏み込んだ積極型予算として編成させていただきました。市民の期待に応えることができるよう、強い決意と覚悟を持って、全力で未来志向型の積極的な市政運営に取り組んでまいり所存であります。

議員各位、市民の皆様の格別な御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（渋井由放） 日程第1 会議録署名議員の指名をいたします。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

9番 小堀道和議員

10番 相馬正典議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（渋井由放） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から3月13日までの16日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力を願います。

---

◎日程第3 議案第36号 那須烏山市農業委員会委員の任命同意について

○議長（渋井由放） 日程第3 議案第36号 那須烏山市農業委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第36号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現農業委員会委員の任期が令和6年5月21日をもって満了を迎えることに伴い、新たに委員を任命したく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

農業委員候補者について、御説明申し上げます。

向田在住、田澤稔氏。現在、栃木県農業共済組合総代を務められております。

興野在住、興野礼子氏。栃木県女性農業士として活躍され、現在、農業委員を5期務め、認定農業者であります。

曲畑在住、大森浩之氏。元曲畑自治会長を務め、就農されております。

初音在住、石川翔平氏。烏山土地改良区理事を務められております。

福岡在住、小池進氏。現在、大生工業株式会社に勤められて、兼業農家であります。

下境在住、大窪克美氏。一般企業に勤められておりましたが、就農され、現在に至っております。

大里在住、檜山徳夫氏。一般企業に勤められておりましたが、就農され、現在に至っております。

大桶在住、大野悟氏。現在、那須南農業協同組合理事を務め、認定農業者であります。

大桶在住、大野覚文氏。現在、農業委員を1期務め、認定農業者であります。

大木須在住、堀江恒夫氏。現在、農業委員を2期務めております。

森田在住、中村東氏。現在、農業委員を1期務め、認定農業者であります。

田野倉在住、黒須明氏。現在、農業委員を1期務め、認定農業者であります。

三箇在住、梶本幸雄氏。民間稲作研究認証センター代表理事等を務められております。就農され、認定農業者であります。

熊田在住、川上恵氏。現在、農業委員を1期務め、認定農業者であります。

鴻野山在住、荒井喜代子氏。栃木県女性農業士として活躍され、現在、農業委員を2期務め、認定農業者であります。

向田在住、奥畑智子氏。現在、農業委員を1期務めており、奥畑氏は中立委員となっております。

志鳥在住、小口久男氏。現在、志鳥下自治会長を務めております。

鴻野山在住、仲澤清一氏。現在、農業委員を1期務め、認定農業者であります。

下川井在住、滝薫氏。現在、下川井下自治会長を務めております。

以上19名であります。いずれの方も、農業に関する識見を有し、併せて農業に対する熱意がある適任者でございます。なお、委員の任期につきましては、令和6年5月22日から3年間となります。

何とぞ慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

7番矢板清枝議員。

〔7番 矢板清枝 登壇〕

○7番（矢板清枝） 渋井議長から発言の許可をいただきました、議席番号7番の矢板清枝でございます。私は、ただいま上程されている議案第36号 那須烏山市農業委員会委員の任命同意について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本市におきましては、現在の那須烏山市農業委員会委員が、令和6年5月21日に任期満了を迎えます。今回、任命されました農業委員候補者19名のうち、9名が継続、10名が新規に任命されることとなり、その中には、9名が認定農業者で、いずれの方も農業に関する識見を十分に有しており、本市の農業委員会委員として、農業委員会法における必須事項であります農地利用の最適化の推進ということで、担い手の農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農者の参入促進など、これからの本市の農業の発展に、大いに手腕を発揮していただくのに適任者であると考えます。

19名の那須烏山市農業委員会委員の方々には、本市の農業の振興及び発展に大いに活躍いただきますことを期待いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（渋井由放） ほかに討論はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第36号 那須烏山市農業委員会委員の任命同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎日程第4 議案第16号 那須烏山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について

○議長（渋井由放） 日程第4 議案第16号 那須烏山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第16号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本市における行政手続の利便性の向上や、行政運営の効率化を図るため、条例等を

根拠として行う行政手続のうち、書面と規定されたものについて、書面による方法のほかに、オンラインでの行政手続を可能とするために必要な事項を条例で制定するものであります。

また、施行日につきましては、令和6年4月1日としております。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明をさせます。

○議長（**渋井由放**） 佐藤総務課長。

○総務課長（**佐藤博樹**） それでは、議案第16号 那須烏山市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例の制定について、詳細説明をさせていただきます。

初めに、議案書の2ページ目を御覧になってください。

第3条でございますが、こちらは、申請等の根拠となる条例等において、書面等により行うこととされているものについて、情報通信技術を利用したオンラインによる手続が可能とするための規定でございます。

この中で、第4項は、申請等に関し署名をする必要があるものについて、マイナンバーカードや電子署名により、氏名または名称を明らかにする方法により可能とするための規定でございます。

第5項は、申請等に関し、手数料の納付の方法が規定されているものについて、オンラインでの納付等を可能とするための規定であります。

第6項は、申請等に関し、対面による本人確認や、書類の原本確認などが必要となる部分があるときは、その部分を除いて、オンラインでの申請等を可能とするための規定であります。

続いて、第4条でございます。こちらは、市の機関等が行う処分通知等について、情報通信技術を利用したオンラインによる手続を可能とするための規定であります。手数料の納付に関する規定を除き、第3条と基本的に同様の規定となっております。

続いて、第5条でございます。こちらは、条例等において、書面等により縦覧等に供することが規定されているものについて、電磁的記録による縦覧等を可能とするための規定であります。

続いて、第6条でございます。こちらは、条例等において、書面等により作成または保存することが規定されるものについて、電磁的記録による作成または保存を可能とするための規定であります。

第7条でございます。第1号は、オンラインによる手続が適さない場合は、本条例を適用しないものとするための規定であります。

第2号、第3号は、本条例とは別に、手続等の根拠となる条例等により、オンラインによる

手続が定められている場合は、本条例を適用しないとするための規定であります。

続いて、第8条でございます。マイナンバーカードの利用等により、市が確認すべき事項を入手または参照できる場合は、添付書類等を省略可能とするための規定であります。

続いて、第9条でございます。こちらは、オンライン化が可能な手続や、その実施状況について、市のホームページなどインターネットを利用して、公表することを定めた規定であります。

最後に、附則について説明します。

第1項は、施行期日を定めており、本条例は、令和6年4月1日に施行となります。

続いて、第2項の那須烏山市行政手続条例の一部改正でございますが、主な内容としましては、本制定条例について、処分その他公権力の行使に当たる行為ができる市の機関に、指定管理者を新たに規定したことに伴い、行政手続条例においても、本制定条例との整合性を図るため、第2条第1項に指定管理者を規定するなど、行政手続条例用語の定義について、整理を行うものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで申し上げます。新しい条例でございますので、総務企画常任委員会に付託したい、このように思っておりますので、その常任委員の方は委員会で質疑をお願いしたいと思います。

質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 1点お伺いします。

今回の改正によって、各種手続には、申請者側には大変利便性が図られるんですが、一方、市役所側の負担になるところ、これはどんなところがあるのか、具体的に例を挙げてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） それでは、どのようなことが負担になるのかということですが、この行政手続のオンライン化については、各種手続の申請者側が市民をはじめとした関係者になりますが、オンラインで申請可能になるなど、利便性向上が図られる側面があります。

行政側においても、これまで書面で行ってきた関係者への処分通知をオンラインで行えるようになるなど、今後、オンライン手続の対象となる事務については、事務の効率化が図られるものと考えておりますが、負担として考えるならば、今後、行政手続のオンライン化を始める

に当たり、新たにシステムを導入する、そういった場合には、それらの費用負担が発生することが、特に負担となる部分かなと考えてございます。

以上です。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） この条例により、手数料が発生するかどうか、1点だけお聞きします。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 総務課長のほうから、新たにシステムを導入する場合には、費用負担が発生するというふうなことを申し上げました。

手数料等については、いろいろ考えられるオンライン化の手続というのも、国が想定しているもの、それから本市独自で進めていくもの、いろいろございます。例えば今、マイナポータルを活用して手続をしている部分については、国が、デジタル庁が定めておりますので、これは無償でございます。ですから今度、単独でそういったオンライン化を進める場合には、当然、そういった手数料が発生するものと、手数料条例に基づいて発生するものと予想しております。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） そうすると、新たに手数料条例をつくるということも考えられるわけですね。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 例えば今、条例で定めております手数料条例は、これまでどおりの申請に基づいて定められております。例えば、公民館講座の参加の申込みだったりとか、ですから手数料の伴わないものとか、いろいろ想定はされます。そういったものを、来年度、よく調整して、検討していくこととしております。

今回は、そういったものを可能とするための条例の改正ということでございますので、御理解いただければと思います。

○議長（渋井由放） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 手数料に関しては了解いたします。

この第7条にあるオンラインによる手続が適さないものというのは、どのような部分を指すんでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 例えば許可証なんかを店舗内、または車とかに貼らなければいけないとか、そういったものに関しては、オンラインでの手続は取れませんので、今までどおりというのが、この適用除外に当たる1つかなと考えております。

○15番（高田悦男） 了解。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 1点だけ確認したいんですけども、第8条に添付書面等の省略がありますね。これは、確定申告なんかの場合も、e-Taxとかでやると、医療費控除なんかの場合には一々領収書をつけなくてもいいとか、すごくメリットもあるんですけども、ただどこまで、どういうものが省略できるのかというのを明確に、何かもう少し詳しく説明してほしいんですけども、基本的に、今まで書面でやっていたもので、必要な書類を添付しなきゃいけないというものを、全てこれは省略できるのか、その辺のところ、使う立場というか、すごく厄介なところなので、その辺のところをもう少し詳しく説明してほしいんですけど。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） なかなか具体的な事例を挙げて、この場で説明はできないんですが、あくまでオンライン化に伴って、余計な手続を省くという点を考えれば、今、議員がおっしゃるように、全てそういった添付は省略していこうというのが、まず基本でございます。

ただ、それでもなおかつ現段階においては、必要な資料、対面的な確認が必要であったりとか、そういったものに関しては、やっぱり省略できない部分も出てくるかと思えます。これらについては、それぞれの事務の中の整理をしていくのがこれから始まりますので、その中で詳細は決めていきたいと考えてございます。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ちょっと理解できなかったところがあるんですけど、結局は今まで紙ベースであれば、添付資料というのは紙と一緒に添えることはできるんですけど、電子的になると、それを要は電子情報に、個人が全部データを取って、それで添付資料としてやるなんていうと余計大変なので、その辺がちょっと心配だったので質問したんですけども、それに関して何かコメントはありますか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 基本としては、添付は省略する方向で考えてございます。

○9番（小堀道和） オーケーです。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議事を進行いたします。

お諮りします。ただいま上程中の議案第16号については、総務企画常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第16号は、総務企画常任委員会に付託いたします。

---

◎日程第5 議案第17号 那須烏山市立認定こども園設置及び管理条例の制定について

○議長（渋井由放） 日程第5 議案第17号 那須烏山市立認定こども園設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第17号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、公立保育園等個別施設計画に基づき、つくし幼稚園とにこにこ保育園を統合し、新たな認定こども園を設置するため、設置に関する条例を制定するものであります。

また、統合に伴い閉園となるつくし幼稚園と、にこにこ保育園に関する条例につきまして、所要の改正を行うものであります。

なお、正式開園は、令和7年4月を予定しておりますが、過日実施した市民投票により、施設の名称候補が「なすからこども園」に決定し、今後、看板等の設置や入園募集を円滑に進めるため、今定例会に上程するものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これも新しい条例ですので、文教福祉常任委員会に付託したいと、このように思っております。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 認定こども園設置及び管理条例の制定でございますが、公募の結果、「那須烏山市立なすからこども園」となったということでございます。令和7年というんだか

ら、来年の4月1日から施行ということでございます。

基本的に、つくし幼稚園とにこにこ保育園と、これを統合して認定こども園にするわけですが、今の工事の進捗状況並びにその2つの、にこにこ保育園とつくし幼稚園の統合に向けた今後の進め方というんですかね、新しい入園も含めて、どんなふうに関、対策を取っているか、説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、工事の進捗状況でございますが、建築工事、これは大体50%から60%完了してございます。機械設備工事は、まだ20%から30%、電気設備工事も大体そのぐらいということで、工程どおりには順調に進んでおるということでございます。

また、にこにこ保育園とつくし幼稚園の統合に向けて、いろんな詳細につきましては、園の職員、また、こども課の職員等で構成しておりますワーキンググループ等がございますので、そこで細かい運営等につきましては月に2回ほど集まりながら、今そちらを決めているところでございます。

なお、管理運営等に関し詳細事項は、別途、規則等により定めることになるかとは思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 分かりました。

まだ募集をしていないので、正確なところは分からないと思うんですが、大まかに言うと、何人ぐらいのこども園の園児になる見込みか、もし参考的な数字があれば、お示しいただきたいと思います。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） ただいまの質問にお答えいたします。

一応、利用定員ということで予定しております人数がございまして、0歳児から5歳児まで、今のところ139人を利用定員として予定しているところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） にこここ保育園とつくし幼稚園、統合ということですが、園の職員の数、これは統合によって、増減というのはどんな状況になるのでしょうか、お伺いします。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） 職員の数につきましても、今のところ増減の予定はなく、今までどおりの体制でいこうかなと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 素人考えなんですけど、統合したということで、事務的なことが兼務できないのかということで、職員数がひょっとしたら減らすことができるのではないかなと単純に疑問に思いました。可能であれば、そういうことも考えられればよいのかなと思います。

以上です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 先ほどの堀江議員の質問に関して、ちょっとお伺いしたいんですけども、職員数が変わらないというのは、それはにこここ保育園とつくし幼稚園を合わせた人数でのということでしょうか。その確認なんですけれども、あとちょっと分からないので、教えていただきたいところがありまして、第5条とか第7条に関することなんですけれども、第7条のほうで、市の設置する学校で、現行のほうだと「及び幼稚園」とあるんですが、これは分類上は認定こども園というのは学校ということではないんですかね。法律、何かいろいろあると思うんですけど、教育基本法で定める学校というのをこっちに当てはめているということではないんですね。学校教育法では、幼稚園とか認定こども園は多分、学校ではなかったと思うんですけど、ちょっとそこら辺、確認させてください。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） ただいまの質問にお答えいたします。

統合後の職員の数ということで、おおむね現状のままということですが、例えば会計年度任用職員に関しましては、若干、効率化によって少なくなる可能性はあるかなと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 認定こども園、こちらは学校教育法の範疇かどうかというところの御質問だと思うんですけど、認定こども園の管轄は、内閣府になります。文科省からは外れてしまいますので、それで、学校教育法の第1条には、「学校とは」という部分で記載されております。その中には、幼稚園はありますけれども、認定こども園の記載はございませんの

で、それに従いまして、認定こども園は、学校教育法の中では管轄外になります。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 職員数のほうは分かったんですけども、会計年度任用職員のほうは若干減るかもしれないということですね。

単純に、すみません、この第7条のほうで「及び幼稚園」というのが削除されているというのは、認定こども園は市の条例上は学校にくくるということでよろしいんですかね。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 認定こども園は、教育委員会の管轄ではなくなります。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 理解しました。ありがとうございます。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、ここで文教福祉常任委員会に付託したいと思いますけれども、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は、文教福祉常任委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き、再開いたします。

---

◎日程第6 議案第18号 那須烏山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第6 議案第18号 那須烏山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第18号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法施行令等の一部を改正する政令が令和6年4月1日に施行されることに伴い、本条例中の引用部分に条ずれが発生するため、所要の改正を行うものであります。

なお、施行日につきましては、改正令の施行日に合わせて、令和6年4月1日としております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで報告いたします。ただいま上程中であります議案第18号 那須烏山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例につきましては、地方自治法第243条の2第2項の規定により、本条例の制定、改正及び廃止に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないと規定されていることから、監査委員に照会いたしましたところ、特に意見はないと回答をいただいておりますので、御報告いたします。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第18号 那須烏山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第18号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第7 議案第19号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第7 議案第19号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第19号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、特別職報酬等審議会からの答申を踏まえ、教育委員会委員の報酬額を引き上げるほか、委員と教育長職務代理者の報酬額に差をつけるなど、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、総務課長から説明させます。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 議案第19号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

初めに、特別職等の報酬につきましては、他市町の動向や本市の財政状況等を踏まえて、定期的に見直しを図る必要があることから、昨年2月に特別職報酬等審議会に諮問し、調査・審議いただいたところであります。

この審議の中で、5年前、平成30年度に開催された審議会の答申において、段階的に引き上げる必要があるとの意見が付された選挙管理委員会委員、教育委員会委員、監査委員の報酬額について、先行して調査・審議させていただいたところでございます。

その結果、県内の他市町と比較して、特に報酬額が低い教育委員会委員の報酬額を、県内の町平均額以上に引き上げるとともに、教育委員会委員よりも活動日数が多い、また職責が重い教育長職務代理者の報酬額についても、委員と報酬に差をつけるべきとの答申を受けました。

この答申を踏まえ、教育委員会委員の報酬額につきましては、県内の町平均年額25万5,273円、月額にすると2万1,273円を上回る額として、月額として2万2,000円、年間にするると26万4,000円に引き上げるものです。

また、教育長職務代理者の報酬額については、委員と報酬差をつけている県内他自治体の例を参考に、月額1,000円、年額にするると1万2,000円を委員報酬に上乘せすることにし、年額27万6,000円に引き上げるものでございます。

以上で詳細説明とさせていただきます。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 現在、この職務、担当されている委員の方は、何名ほどいらっしゃるのでしょうか。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 教育委員の数ということでよろしいですかね。教育委員の数は、教育長職務代理者も含め5名でございます。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 提案理由は分かったんですけども、現行が、教育委員会委員25万円となっております。片方の改正後が、教育長職務代理者と委員の若干格差をつけると、こういうことですが、そうすると現行は、教育長の報酬に教育委員会委員としての報酬を載せて支払っていると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 教育委員会の委員は4名ということで、私は教育委員会の中には入っておりますが、委員ではございませんので、主催者というふうな形になります。ですから、私は議会で定められた報酬を頂いておりますので、教育委員としての報酬は頂いておりません。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 今の説明で大体、分かったんですが、しからば、なぜこの教育長職務代理者というのが改めてついたのか、そこがちょっと。今もいるんですか。教育長職務代理者というのは、教育長のほかにいるんですね。そこが理解できなかったもので。

分かりました。

○議長（渋井由放） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 教育長職務代理者って、これが1つの役職名になっておりまして、教育委員の中から職務代理者を1名選出するということになっております。

○議長（渋井由放） ほかにございますか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） この条文には特別、異議を申すわけではないんですが、総務課長、1点、参考のためにお伺いしたいと思います。

報酬審議委員が審議の対象とする、例えばこれは議会議員から三役の皆さんも含まれると思

うんですが、今度の審議委員会では、どの職種について対象にして審議しようというような、そういったことは誰が決定しているんですか。これは総務課のほうで資料を提出し、今回はこの職について審議してくださいと、それでもって審議委員は審議しているのでしょうか。

1点お伺いします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、特別職報酬等審議会のまず所掌事務の一つとしては、市長、副市長、教育長、また議員の方々の報酬を審議する場でございます。そのほかに、特別職が必要があるときは審議することができるというようなことから、今回につきましては、昨年2月に報酬審議会に諮問したということになっておりますが、市長の諮問においては、今回の三役、また議員の報酬、そういったものも他市町村と比較してどうなのか、それも踏まえて、平成30年度には、先ほど申し上げました選挙管理委員会や教育委員会、監査委員については、段階的に引き上げろという答申があったことから、今回、全てこれらの挙げた職種についてを、まず平均値を確認しようということになっております。

ただ、前回の平成30年度に出された審議会の答申で段階的に上げるという答申を踏まえて、今回は、先行してまずこの3つの職種について検討させていただいたと。今後は、改めて三役、議員の報酬、そういったものについての審議をする予定で考えてございます。

以上です。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかにございますか。質疑はございませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第19号 那須烏山市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第8 議案第20号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について及び日程第9 議案第21号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正につきましては、関連がありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

---

◎日程第8 議案第20号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

◎日程第9 議案第21号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について

○議長（渋井由放） よって、議案第20号及び議案第21号の2議案については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第20号から議案第21号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

両議案は、いずれも令和5年8月の人事院勧告に基づき、国家公務員の取扱いに準ずるよう、関係条例の所要の改正を行うものでございます。

まず、議案第20号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、フレックスタイム制の拡充及び夏季休暇の取得可能期間を拡大するための所要の改正であります。

次に、議案第21号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正についてでございます。

本案は、在宅勤務等手当を新たに支給するための所要の改正であります。

以上、議案第20号から議案第21号まで、一括して提案理由の説明を申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

といたします。

なお、詳細につきましては、総務課長より説明させます。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） ただいま一括上程となりました議案第20号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正、議案第21号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正についての両議案につきまして、詳細説明をさせていただきます。

まず、議案第20号でございますが、1ページから3ページまでにつきましては、こちらはフレックスタイム制について改正する内容となっております。

具体的な改正内容につきましては、従来の制度では、育児・介護等を行う職員に限り、フレックスタイム制を活用し、1週間当たりの勤務時間の総時間数である38時間45分を維持した上で、週1回を限度に、勤務時間を割り振らない日の設定を可能としておりましたが、本改正により、育児等を行う職員に限らず、一般職員も同様の運用を可能とするものでございます。

続いて、4ページを御覧ください。

こちらは、夏季休暇の取得期間を拡大するものであります。

具体的には、夏季休暇の取得については、現在、7月から9月までの間に取得を認められておりますが、業務繁忙などの理由により、休暇の全部または一部を取得することが困難であると認められる職員については、6月から10月までの間に夏季休暇の取得を可能とするよう、所要の改正を行うものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日は、本条例のうち夏季休暇の改正については令和6年4月1日から、フレックスタイム制の改正については令和7年4月1日から施行するものでございます。

また、附則の第3項において、フレックスタイム制の改正に伴い、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当の支給について、那須烏山市職員給与条例を一部改正するものでございます。

続きまして、議案第21号 那須烏山市職員給与等の一部改正について、詳細説明をさせていただきます。

1ページ、第1条、那須烏山市職員給与条例の一部改正、2ページ、第2条、那須烏山市職員、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正、第3条、那須烏山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正とも、在宅勤務を中心とした働き方を行う職員の光熱水費等の費用負担を軽減するため、在宅勤務等手当を新たに支給するものでございます。

在宅勤務等手当の支給対象者は、1か月当たり平均10日を超えて在宅勤務を命ぜられた職

員とし、支給額は、月額3,000円を支給することといたします。

なお、在宅勤務等手当が支給される職員は、通勤回数が減ることから、通勤手当を減額することといたします。

続いて、附則でございますが、施行期日は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） まず議案第20号ですが、これまで夏季休暇が7月から9月というような取得期間だったものを、6月から10月までと幅を広げたという理解でよろしいんでしょうかね。これについては、4月1日から実施と。

それで、フレックスタイム制の拡充については、一般職まで広げるということで、これは令和7年4月1日からということでもよろしいんですね。

次、議案第21号でございますが、在宅勤務関係で、居住等において一定期間以上継続して仕事をした場合、1か月当たり10日を超えて、正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員ということで、月額3,000円ということで、新たに支給されると。しかし通勤手当等で調整をすると、こういうような説明だったかと思えます。

しからば本市において今後予想される在宅勤務職員は、今のところどのぐらい出るという見込みがあるんでしょうかね。その辺の説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 在宅勤務そのものは、過去においては、この手当が創設される前、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、出勤者を減らすという目的で、在宅勤務を命ずることがございました。

そういったところは、あえて在宅勤務を命じながら、シフトの編成をしてございましたが、昨年の5月以降、こういった在宅勤務をする職員については、手当の支給にかかわらず、現在は制度上はできるんですが、数は少ないというのが事実でございます。

今後、手当ができてからそれを取る人が多くなるかということ、それほどは見込んでおりません。あくまで育児、介護などで必要に迫られて取る職員が、こういった制度を利用するのかなとは考えてございます。一般的な職員で、この在宅勤務を利用するというのは、今のところあまり想定してございません。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） これは例えば、簡単に言うと体調が悪くて勤務できないというのでテレワークにさせてもらいますということじゃなくて、あくまでも業務上、いわゆる在宅で仕事してもいいですよという、何というか、そういう業務命令がないと、在宅勤務には当たらないというふうな理解でよろしいんですかね。

もう一度、確認しておきたいと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 在宅勤務そのものは、職務と同じ扱いでございますので、職務に専念する義務というのがそのときも発生しておりますので、平塚議員がおっしゃるとおり、そのときはしっかり仕事をしているということになります。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 大体理解はしたんですが、業務命令がない者のテレワーク、在宅勤務はないという理解でよろしいんですか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） おっしゃるとおりでございます。しかも3か月間の計画を承認した上で命ずることとなりますので、ハードルはちょっと高いのかなと考えております。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○16番（平塚英教） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 議案第20号の件なんですけれども、現在の夏季休暇の職員の取得率と、あと取得しても、フルで取れている方、それぞれどれくらいの割合でいらっしゃるのか、数字をお持ちでしたら教えてください。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 令和5年度の夏季休暇の取得対象者は、236名でございます。ここには、栃木県の派遣職員や南那須地区広域行政事務組合への派遣職員、育休は除かれております。その中で、7月から9月までの期間において、6日間の夏季休暇を取得した職員数は、全体で230名でございます。全体の97.5%が取得してございます。残りの職員につきましては、6日未満であった職員は6名ということに現在の実績としてなっております。

主な理由としては、統計業務が入ってしまった、または山あげ祭などやキャッシュレス決済キャンペーン、そういったものがその時期に特に集中したというような業務繁忙が挙げられているのかなと感じております。

以上です。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 数字のほうでは、おおむね理解できました。

私が提案したキャッシュレスキャンペーンで休暇が取れなかった職員がいらっしゃったということは、非常に残念なんですけれども、今回の時期の拡張によって100%を目指せるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 業務多忙な時期に、そういった業務が入るかどうかは、各課長を含め庁内調整を図り、全員が6日間の取得ができるように促進してまいりたいと考えてございます。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 夏季休暇については、約100%の取得率という数字を今、示したところですが、年休の取得率はどのようになっていますか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 年休につきましては、手元にあるのが4月から12月15日までのデータでございますが、平均取得率は5.8日程度となっております。若干、低めの数字が現在では出ているのかなと思っております。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 年休も取得率が上がるように、それぞれの課及び市長も、職員に仕事をしながら年休を取ってくださいと呼びかけ、取得率を上げてください。

要望です。

○議長（渋井由放） 答弁はよろしいですか。

○15番（高田悦男） はい。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） まず議案第20号についてお伺いします。

職員がフレックスタイム制による勤務をする場合、これは市長として、また課長として、職員にどんどんこの制度を利用するように奨励するものなののでしょうか。1つこれをお伺いしたいと思います。

それと、これは全職種、全職員がこの制度を利用できるのかどうかについて、お伺いいたします。

次に、議案第21号の在宅勤務なんですが、これは市長が命ずることになるのでしょうか。課長の場合ですと、課長の下の部下職員は課長が命ずることになるのかもしれませんが、誰が命ずるのか、お伺いします。

それと、どのような場合、在宅勤務を命ずるのか。今まではコロナウイルスの感染が拡大した頃はこれを取っていましたが、それ以外に何か想定されるようなことがあるのかどうか、お伺いします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） フレックスタイム制を奨励するの点でございますが、実際には、かなり課題が多く、本市ではなかなか正式に今現在も運用できていない状況でございます。

ただ、早出・遅出出勤制度、そういったものは案外、利用しやすい状況から、その制度を活用している者が多い状況でございます。

フレックスタイム制の本格導入は、令和7年4月1日ということでございますので、この間に、その課題がどれだけあって、どれだけ解消し、働き方改革の1つの手段としても活用することから、有効な手段だとは考えてございますが、現段階ではなかなか奨励できないのかなと考えてございます。

また、全職種、全職員が利用できるかでございますが、会計年度任用職員を除くほかの職員は、基本的には利用可能となっております。原則には利用できると考えてございます。

また、在宅勤務は市長が命じるところでございますが、申請は市長に対して出すこととなりますが、基本的には、直属の上司がそれを承認して専決し、決定していくものと考えてございます。

また、在宅勤務に関してでございますが、やはり働き方の支援でございますので、そういった申請をしていきたい職員がいる場合には、極力そういったものに取り入れて、子育て、介護、その他自分の、何というんですかね、働き方の充実を図って、積極的に業務が効率化できるような職員のワーク・ライフ・バランスの確保にも寄与できるものと考えてございますので、考えていきたいと思っております。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第20号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第20号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第9 議案第21号 那須烏山市職員給与条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第21号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第10 議案第22号 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第10 議案第22号 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第22号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法の一部を改正する法律が令和6年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員に対する勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものであります。

また、本条例の改正に伴い、育児休業中の会計年度任用職員の勤勉手当についても、基準日から6か月以内に勤務した実績があれば、その期間に応じて勤勉手当を支給することになるため、那須烏山市職員の育児休業等に関する条例についても、所要の改正を行うものであります。

なお、施行日につきましては、地方自治法の一部改正に合わせ、令和6年4月1日としております。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 会計年度任用職員の、今までは期末手当ということだったんですが、今度は期末手当と勤勉手当というのを支給するというふうになったと思います。

それで、いわゆる任用職員については、正職員ですよね。会計年度職員というのはそうでないと私は理解しているんですけども、任用職員の数、フルタイムの会計年度任用職員の数、それとパートタイム会計年度任用職員の数と、現在はどんなふうになっていますでしょうか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、任用職員は、正職員も会計年度任用職員も任用職員でございます。

その中で、正職員は正式な職員として、正式な職員というんですかね、正職員、一般職員でございます。会計年度職員については、任期が定められている職員が会計年度任用職員になります。

その中で、予算書でいうと、99ページに給与費明細書というのがあるんですが、その中には、新年度当初、令和6年当初の人数で書かれていますが、340名が全体の、会計年度も入れた全枠になります。そのうち、会計年度任用職員は106名。そのうち、フルタイムは1名、短時間勤務は105名になります。それで、そのほか……。

○議長（渋井由放） 平塚議員、これは後で詳しく表にでも作ってもらって、出してもらおうということで、いかがですか。

○16番（平塚英教） はい。よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） あと、いろんな職員の種類があるので、それもしっかり意味が分かる

ように出してもらおうということで、佐藤総務課長、よろしいですか。

次に、参ります。質疑ございますか。

14番中山五男議員。

○14番(中山五男) 参考のためにお伺いしたいんですが、勤勉手当の支給額、会計年度任用職員に限って、幾らぐらい今回の改正で増額になるんでしょうか。

1点だけお伺いします。

○議長(渋井由放) 佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤博樹) 先ほど、会計年度任用職員は、フルタイムも含めて106名というお話をしましたが、そのうち、会計年度任用職員でも、この勤勉手当が該当するのは、現在のところ89名を予定しております。

その89名の総額は、2,843万6,000円が一般会計でございます。

なお、特別会計も含めると、特別会計にも会計年度任用職員がおりますので、それらの勤勉手当も含めると、3,215万2,000円になると試算しております。

以上です。

○議長(渋井由放) 14番中山五男議員。

○14番(中山五男) 了解いたしました。

○議長(渋井由放) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(渋井由放) 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(渋井由放) 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(渋井由放) 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長(渋井由放) 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(渋井由放) 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第22号 那須烏山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第22号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第11 議案第23号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第11 議案第23号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第23号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、那須烏山市消防団のうち、小木須・大木須・横枕地区を管轄する第3分団第4部、第5部、第6部を統廃合し、第3分団の定員を26名削減することに伴い、団員の定員を629人から603人に変更するための所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明をいたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 市消防団の設置条例の一部改正ということで、消防団の第3分団の統廃合ということございまして、大木須、小木須、横枕の消防団員を統合して、26人定員が減るといような提案でございます。

それで、大木須、小木須、横枕の消防団については、どこが消防団の詰所となるのか、消防車の稼働についてもどんなふうに進めるのか、そこだけ確認しておきたいと思います。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 現在、調整しているのは、横枕の詰所を本拠地として活動するというで聞いてございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 消防車は1台になっちゃうんですか。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 現在、小木須、大木須、横枕に消防ポンプ自動車が1台、小型動力ポンプ積載車が2台ございます。そのうち、大木須の車両につきましては、古い車両のため、それは廃棄する予定で考えてございます。残りの2台につきましては維持をして、当面は団員数も少し多めに今おりますので、活動していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 分かりました。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第23号 那須烏山市消防団設置条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第12 議案第24号 那須烏山市手数料条例等の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第12 議案第24号 那須烏山市手数料条例等の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年3月1日から、新たに戸籍謄本等の広域交付やオンライン上での行政手続をする際に必要な、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行が可能となることから、これらの戸籍事務について、手数料を徴収するための所要の改正を行うものであります。

なお、新たに発生した戸籍事務の手数料につきましては、全国的な手数料の基準を示した地方公共団体の手数料の基準に関する政令に準じて、定めることとしております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 市手数料条例の一部改正ということでございまして、全く変わっていないところもありますが、戸籍の電子証明書の提供識別符号の発行というのが新たに加わって、それが400円と、除籍電子証明書提供用識別符号の発行と、これが700円というのが新たに加わったということなんですが、実際の運用というんですかね、内容というんですかね、それはどんなふうになるのか。

さらには、これまで6だったんですかね、上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁または認知の届出の受理証明というのが1,400円なんですが、これが改正ではやはり1,400円というふうに、350円なんだけども、上質紙を用いたときには1,400円というふうな発行だとお見受けするんですが、その3つの改正内容、もう一度、中身を説明いただきたいなと思います。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） それでは、お答えいたします。

まず、（5）戸籍の電子証明書提供用識別符号の発行ということなんですが、こちらにつきましては、現状の戸籍につきまして、パスポートの申請など、そういったときに原本を添付するのではなく、符号、16桁の番号なんですが、そちらのほうの証明書をつければ原本をつける必要がないというところで、パスポートの申請などに使われる場合で、（5）の戸籍につきましては、通常の戸籍、次のページ、2ページの（6）につきましては、除かれた戸籍につき

ましての符号の発行になりますので、こちらが700円ということになります。

続きまして、3ページの上質紙を用いた届出書の受理の証明ということで、1,400円になりますが、こちらにつきましては、大体、婚姻の証明書ということで、賞状のような厚紙に、婚姻の届出がありましたということで証明するような場合、そちらのほうについて出した場合には、1,400円ということになりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 分かりました。

○議長（渋井由放） 了解ですね。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第24号 那須烏山市手数料条例等の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第24号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第13 議案第25号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第13 議案第25号 那須烏山市介護保険条例の一部改正につ

いてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第25号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする那須烏山市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料を定めるため、所要の改正を行うものであります。

主な改正点としまして、介護保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の所得段階を、現行の11区分から13区分に多段階化するとともに、公費を充当することにより、低所得者の保険料を引き下げ、負担軽減を図るものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長に説明させます。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） それでは、私のほうから、那須烏山市介護保険条例の一部改正について、詳細説明を申し上げます。

今回の改正は、所得段階の区分、介護保険料の改正と併せまして、介護保険法施行令及び国庫負担金の算定等に関する政令等の一部改正により、所要の改正を行うものであります。

まず、介護保険料につきましては、老人福祉法及び介護保険法で定められております高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しにより、介護サービス見込み量と保険料を推計し、第1号被保険者の介護保険料を定めております。

なお、介護保険事業計画は、3年ごとに見直しを行い、第9期計画として、令和6年度から8年度の3年間の計画となっております。

それでは、議案につきまして御説明しますので、議案書1ページの新旧対照表を御覧ください。

まず、第2条でございますが、こちらで令和6年度から令和8年度までの事業計画期間における保険料率を改正しております。右欄、現行の第1号から、2ページ第11号につきましては、令和3年度から令和5年度までの前期事業計画において、介護保険施行令第39条を適用し、市独自で第1号被保険者の区分を11段階に定めておりましたが、このたびの施行令の一部改正に伴い、施行令第38条を適用し、国の示す13段階に準じて、低所得者は保険料を抑え、高所得者には所得に合った応能負担をお願いするものであります。

改正額であります。第1項第1号にあります令第38条第1項第1号との表記が、所得段階の第1号段階と御理解いただきまして、現行3万3,100円から3,000円減の3万100円に、第2号が4,300円減の4万5,400円に、第3号が4,000円減の4万5,700円に、第4号から第9号までは、現行と同額に、第10号以降は、御本人が市民税課税の方を対象として所得要件の見直しを図り、第10号は、合計所得金額が420万円以上520万円未満の方で12万6,000円に、第11号は、合計所得金額が520万円以上620万円未満の方で13万9,300円に、第12号は、合計所得金額が620万円以上720万円未満の方で15万2,600円に、第13号は、合計所得金額が720万円以上の方で15万9,200円と改正し、高所得者の方には応能負担をお願いするものとなっております。

次に、2ページ中段、第2項から第4項ですが、こちらは、低所得者の負担軽減を図るため、公費を充当することにより減額賦課を行うものであります。

まず、第2項ですが、先ほど第1項第1号において3万100円と説明したところであります。公費を充当することにより、さらに1万1,200円減の1万8,900円に、第3項では、第1項第2号について、1万3,300円減の3万2,100円に、第4項では、第1項第3号について、300円減の4万5,400円とするものであります。

次に、第4条第3項は、保険料の賦課期日後において、第1号被保険者の資格取得・喪失等があった場合の保険料額の算定となり、こちらは施行令で算出する条文の変更によるものであります。

次に、附則でございますが、第1項、施行期日は令和6年4月1日とし、第2項、経過措置としまして、令和5年度以前の保険料は、従前の例によるものとしております。

以上、詳細説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） ここで暫時休憩いたします。再開を13時00分とさせていただきます。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時01分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き、再開いたします。

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） これから3年間の介護保険の保険料の決定なんですけれども、今ま

で11段階だったものを、13段階に所得に応じて切り替えるということなんですけども、この13段階に切り替える中で、それぞれの、これは見込みなんですけども、人口構成というんですかね、人数というんですかね、それがもし分かれば、お示しいただきたいなと思います。

それで、低所得者は下げるということでございます。それで、10段階から所得に応じて引き上げるというような中身かなと思うんですけれども、簡単に言うと、引き上げる部分の金額と、引き下がる分の金額というんですかね、その総合計はプラス、マイナス、どういうふうになるでしょうかというのが2つ目の質問です。

3つ目の質問は、13段階の下に2、3、4とありまして、公費充当分によってこれをさらに引き下げるといように先ほどお聞きしたんですけれども、もう一度、具体的にはこの2ページの2、3、4は、2条の1、2、3の引下げに上乗せして引き下げるといような考え方なのか、その辺の内容について、もう一度、説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいまの御質問にありました、まず人数でございますが、令和5年と6年度、そこで11段階から13段階に変えますので、その人数構成が若干変わってきます。

まず、令和5年度の人数を申し上げます。令和6年2月6日時点の第1号被保険者数です。令和5年度の1段階が1,120名、2段階が812名、3段階が800名、4段階が1,073名、5段階が1,766名、6段階が1,761名、7段階が1,173名、8段階が481名、9段階が143名、10段階が129名、11段階が94名です。

それを令和6年度の13段階に分けますと、1段階が1,120名、2段階が812名、3段階が800名、4段階が1,073名、5段階が1,766名、6段階が1,761名、7段階が1,173名、8段階が481名、9段階が170名、10段階が72名、11段階が32名、12段階が22名、13段階が70名でございます。

次に、引き上げる分と引き下げる部分の金額でございますが、引き下げるほうが、合計で262万円の減になります。引き上げるほうが384万9,400円の増。ですので、引き上げる額としまして、122万9,400円の増となっております。2ページにあります第3条第2項につきましては、1ページの第2条第1項第1号、3万100円が1万8,900円になるということです。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） そうですよ。その差額は市が負担する、そういうことですか。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 公費で負担します。以下、一緒に第2条第1項第2号についま

しては第2条第3項、第2条第1項第3号につきましては第2条第4項という形になっています。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 下げたものについて、さらにこれで下げると。公費負担でね。了解しました。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ちょっと教えてください。

先ほど説明の中で、市独自に今まで11段階、これが国が13段階になったので、国に合わせてという説明でしたけれども、今回のこの一部改正して、いろいろ決まったこの数字も含めて、国の制度と、市の独自のものというのはどんなのがあるのか、同じなのか、この辺、詳細を教えてください。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 次期の令和6年以降の3年間につきましては、完全に国に準じた数字になっております。

以上です。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 要は今回、改定したのものも、もう国と制度は同じですよということではないということですね。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 金額につきましては、市のほうで基本の数字をはじきまして、基本額を決めます。それに対して、掛け率があるものですから、掛け率については国に準じています。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ということは、市が独自で決めていて、優遇制度としてここがそうなんですよということを市民にPRしようとする、どの点ですか。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 特に優遇制度というのはございません。あくまでも国のほうで基準の比率を決めますので、それに準じて、市のほうで基準額を決めたものに対して掛けていくような形です。

○議長（渋井由放） ほかにございますか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 今の説明の中で、第2項から第4項の公費負担の分はいかほどになるのか、数字を教えてください。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 申し訳ありません、手持ちの資料がないので、計算して、また御連絡させていただく形でよろしいでしょうか。

○議長（渋井由放） 15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） 了解です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第25号 那須烏山市介護保険条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第25号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第14 議案第26号 那須烏山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

◎日程第15 議案第27号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、

設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

◎日程第16 議案第28号 那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

◎日程第17 議案第29号 那須烏山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護等を定める条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第14 議案第26号から日程第17 議案第29号までの那須烏山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について、那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、那須烏山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第26号から議案第29号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第26号 那須烏山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

本案は、条例の基準となる国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容1点目は、基本報酬における取扱い件数との整合を図るため、指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要になる人員基準について、見直しを図るものであります。

2点目は、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営するため、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地外の事業所も可能にするものであります。

3点目は、介護サービスの提供開始に際し、利用者またはその家族に対して行われる一部の

説明について、義務規定から努力義務へと転換するものであります。

4点目は、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を原則禁止するとともに、利用者宅への訪問面接については、一定要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とするものであります。

5点目は、重要事項の書面掲示規制の見直しにより、書面掲示に加え、重要事項のウェブサイトへの掲載を義務づけるものであります。

次に、議案第27号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、条例の基準となる国の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容1点目は、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営するため、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地外の事業所も可能にするものであります。

2点目は、重要事項の書面掲示規制の見直しにより、書面掲示に加え、重要事項のウェブサイトへの掲載を義務づけるものであります。

3点目は、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を原則禁止するものであります。

4点目は、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携のもと、より適切な対応を行う体制を確保する観点から、協力医療機関の選定要件等を見直すものであります。

5点目は、ユニットケアの質の向上のための体制を確保する観点から、ユニット型施設の管理者に、管理等に係る研修の受講を努力義務化するものであります。

6点目は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけるものであります。

次に、議案第28号 那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、条例の基準となる国の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容1点目は、提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営するため、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地外の事務所も可能にするものであります。

2点目は、重要事項の書面掲示規制の見直しにより、書面掲示に加え、重要事項のウェブサ

イトへの掲載を義務づけるものであります。

3点目は、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を原則禁止するものであります。

4点目は、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携のもとで、より適切な対応を行う体制を確保する観点から、協力医療機関の選定要件等を見直すものであります。

5点目は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務づけるものであります。

最後に、議案第29号 那須烏山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正についてでございます。

本案は、条例の基準となる国の指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

主な改正点1点目は、指定介護予防支援事業者の範囲の拡大により、指定居宅介護支援事業者が指定を受けられるようになったものであります。

2点目は、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を原則禁止するとともに、利用者宅への訪問面接については、一定要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とするものであります。

3点目は、重要事項の書面掲示規制の見直しにより、書面掲示に加え、重要事項のウェブサイトへの掲載を義務づけるものであります。

以上、議案第26号から議案第29号まで、一括して提案理由の説明を申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） ただいま市長のほうから、議案第26号から議案第29号までの一部改正の提案がございましたが、具体的には、例えば人員の改正なんかは、何人が何人になるのか、それぞれ議案第26号から議案第29号の具体的な改正のポイント、人数等の説明をお願いできればと思います。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） すみません、細かい計算になるものですから、後で御説明とい

うことでよろしいでしょうか。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 従前のやっていることよりも、要介護・要支援の中身については充実するというような受け止めでよろしいんでしょうかね。今までやってきたものを、この改正によって中身が充実すると考えた方がいいのか、あくまでも文言の改正なんだよという受け止めなのか、その辺、確認します。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 今回の改正につきましては、少し制度を緩和しまして、ケアマネを持っているケアの数を増やすことができる制度になっています。ですので、利用者として、希望するケアマネさんにつきやすくなるような制度にはなっております。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 国のほうで、令和6年度から3年間の介護報酬の改定もされました。他業種に比べて、この介護サービス関係の職員の平均賃金が、全産業よりも月7万円も低いということです。そういうことなので、介護報酬を引き上げて、そしてなるべく同じようにしようということなんだけども、全体的には、今回の春闘のベアでは5%ぐらい引き上げたいというように連合なんかも言っておりますので、そうしますと、なかなかそこが追いつかないところがありますが、いずれにしても、国のほうの改正で大きな問題は、特別養護老人ホーム等の施設サービスの基本が上がるんですけども、訪問介護サービスは引き下げられるというように聞いております。

そうしますと、我が市のように中山間地のほうは、これからますます高齢者が増えていくという中で、介護サービスのいわゆるサービス低下は、担当従業員の離職も含めて、人材不足に陥る可能性も非常にあるわけなので、そういう点では、那須南病院でも今度、11月ですか、介護サービスステーションをつくるというような話もありますので、これからますます高齢化してくる那須烏山市においても、訪問介護サービスが後退しないように、行政のほうでも支援していただきたいと思うんですが、何か御回答をいただければと思います。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいまの件でございますが、議員おっしゃるとおり、介護サービスに携わっている方々、一部は金額が上がるんですけど、やはり一部下がるということはあるものですから、それに関しましては、県や国に対しましても要望のほうは続けていきたいと思っております。

平塚議員からの最初の質問について、お答えしたいと思います。

現状は、35名に対して1人のケアマネをつけなければならないんですが、今度は44名に

対して1人のケアマネという形になりますので、かなり緩和される形になります。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 議案第26号、27号に共通することでお伺いしたいんですが、これは参考のためにお伺いしたいんです。

指定居宅介護支援事業者というのは、実際、この市内に何軒ぐらいあるんでしょうか、行財政報告書の中にも載っていなかったものですから、お伺いしたいと思います。

それと、条例、規則、こういった法律に違反行為のあった、こういった事業者というのは、これまでにあったんでしょうか。

以上2点について、お伺いします。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいまの御質問ですが、1点目の指定居宅介護支援事業者数でございますが、現在、市内には10事業所ございます。

続きまして、2点目の違反行為等の事業所ということですが、現時点で、通報や報告については受けておりません。

以上です。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第26号 那須烏山市指定居宅介護支援等の事業の人員

及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第26号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第15 議案第27号 那須烏山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第27号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第16 議案第28号 那須烏山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第28号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第17 議案第29号 那須烏山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第18 議案第30号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第18 議案第30号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第30号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、市が参酌すべき基準府令に改正があったため、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、手続のオンライン化に対応するための所要の改正であります。

まず1つ目は、特定教育・保育施設における重要事項の書面掲示についても、インターネットを利用して閲覧できるようにしなければならないという規定の追加であります。

2つ目は、新たな情報通信技術に対応するため、「磁気ディスク及びCD-ROM等」を「電磁的記録媒体」に名称を改めるものであります。

なお、施行日につきましては、基準府令の施行日に合わせて、令和6年4月1日としております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 市特定教育・保育施設及び特定地域型保育の事業運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ただいま市長のほうから、オンライン化に対応するような条例改正だというような説明がありました。

オンライン化に対応するということでは、情報技術を活用した行政の推進ということで条例の制定を審議したところではありますが、いずれにしても、この条例の改正内容には、私は問題はないと思いますけども、いわゆるDX推進計画というんですか、これの全体像が、市としてこういうところを全部オンライン化にするとか、これはオンライン化にできないんだとか、そういうのを総括的にまとめるような文書を用意していただいて、議会のほうに示していただくと、非常に理解が進むのかなと思うんですが、その辺はどうでしょうかね。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） ただいまの御質問でございます。

DX推進計画につきましては、昨年度から取り組んで、今、ホームページ上でパブリックコメントを実施中でございます。そちらに概要を載せさせていただいておりますが、改めて議員の皆様にも概要版を御提供させていただきたいと思っておりますので、一応パブリックコメントも3月の中旬まで予定しておりますので、そういった市民の御意見も踏まえた上で、訂正する部分も出てくるかもしれませんので、その後、庁議を経て、議員の皆様にも提供したいと

思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（渋井由放） 平塚議員、よろしいですか。

○16番（平塚英教） いいですよ。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第30号 那須烏山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第30号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第19 議案第31号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第19 議案第31号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第31号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、慢性的な放課後児童支援員の不足が課題となっている中、より少ない人数の支援員で効率的な運営が行えるようにするため、1つの学校内に放課後児童クラブが複数存在する場合、放課後児童クラブを1つに統合する改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、こども課長から説明させます。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） それでは、命によりまして、詳細説明をさせていただきます。

現在、本市の放課後児童クラブは、例えば同じ施設内にあっても、おおむね40人ごとに1つの独立したクラブとして位置づけを行いまして、各クラブごとに運営基準に合わせた支援員を配置しております。

荒川放課後児童クラブを例に挙げますと、同じ施設の中、学校になりますが、その中に荒川第一放課後児童クラブ、荒川第二放課後児童クラブというように、細かく条例で独立したクラブとして位置づけを行い、支援員を配置しております。

しかしながら、慢性的な放課後児童支援員の不足が全国的に課題となっている中、独立したクラブとして位置づけを行っていることで、例えば長期休暇中などの利用児童が少なくなる時期でも、クラブごとに支援員を配置せざるを得ず、非効率な状況となっております。

このような課題を解消するために、少ない人数の支援員で効率的に、柔軟に運営が行えるよう、1つの施設に放課後児童クラブが複数存在する場合、条例上、放課後児童クラブを1つに統合し、柔軟な運用を目指すものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 市の放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正でございますが、今、提案理由については分かったんですけども、ただ支援員が少ないからといって統合するという考え方ではなくて、あくまでも学校区ごとに放課後児童クラブをまとめるということで、例えば、今まで第一、第二、烏山小からすると第三まであるんですが、40人ずつ、多い場合には今まで同様に支援員をちゃんと置いて、安全は確保して児童クラブを進めるという考えで、ただし少なくなったときには統合して、弾力的な運用を進めるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） まさに今、平塚議員がおっしゃったとおりでございます。

以上です。

○16番（平塚英教） 分かりました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございますか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 放課後児童クラブを統合するというと、全児童を1室で管理するというのではないんですよね。例えば烏山小のクラブは今、3クラスで約90人いると思いますね。それで、やはり今までどおり40人単位ぐらいで、部屋は別々ですが、2つ一括して管理をすると、そういう理解でよろしいんですね。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） 今、中山議員がおっしゃったとおりでございます。

以上です。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 支援員の不足ということなんですが、現在、何人ぐらいおられて、理想的なのは何人だと、そういうのが分かれば、教えていただければと思います。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） お答えいたします。

現在、那須烏山市の放課後児童クラブ、業者に委託しておるということで、28名の支援員で運用しておりまして、そのうち、今のところ不足はしておらないということで、28人で、必ず1クラスは2名以上、多いところでは3名以上、支援員が今、我が市の場合についてはおりますので、不足しているということはありません。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 支援員というのは業者に委託ということなんです。今、そのような回答です。それで、28名いると。指定管理で28名いるということなんです。それで、今、不足はしていないということですよ。それで、何でもこういうふうにとまとめていくのかなと多少、疑問に思ったものですから。

今後、それで支援員の人数が不足するということであれば、市のほうからどんどん声をかけていただいて、支援員を募集するというような考えはないのでしょうか。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） 今のところ、指定管理業者の努力で、本市は取りあえず人員のほうは間に合っておりますが、やはり支援員も高齢化とかで、なかなかいただいている方がいらっしゃらないということで、やはり全国的に見ると、不足している状態になっております。

例えば今のままですと、説明したとおり長期休暇、夏休みとかそういうときも配置をせざるを得ない状況になっておりますが、今回、施設ごとということで条例の改正をさせていただきますと、その部分に関しても、ある程度、人数を減らして運用ができるとか、何というんですかね、柔軟に人数のほうも対応できるということで、今回の改正をしているということでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 大事な子供たちのために、市は全力で協力をして、大事に子供たちを育てていただければと、そのように思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 答弁は結構ですね。

○4番（堀江清一） はい。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 基本的なことを確認します。

まず、児童が40人で支援員が1人という、これは本市独自で決めるわけじゃないですよ。要は、国・県の規則があつてというか法律があつて、制度があつて、それを、何というか、市が独自に破っているということはないと思うんだけど、そここのところは間違いないですよということで、例えば鳥山小だったら3つの放課後児童クラブにしていますけれども、40人に1人、支援員はつけなきゃいけないというのは、これは当然、守るんでしょう。ということであれば、今回この改正、しているんだけど、これに関する運営の細則みたいなのを決めておかないと、支援員がいなくなっても別にいいんじゃないかみたいな、そういう不安というのが保護者も含めてあるとまずいので、なので細則を明確にしておいて、支援員はきちんと40人に2人以上、それは守っていますよということを明確に細則とかそういうものに表す必要があると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） お答えいたします。

おおむね40人ごとに2人配置するということは、条例等できちんと決まっておりますので、その中で、例えば長期休暇とかそういったときに柔軟に運用できるようにということの今回の

改正ということで、きちんとおおむね40人ごとに2人を配置する、県が行う研修を受講するとか、必ずそういった細かいことは決めております。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ということは、細則のようなものがあるということですか。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） 本条例にきちんとうたっております。

○9番（小堀道和） 了解です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第31号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第20 議案第32号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第20 議案第32号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第32号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、国の放課後児童健全育成事業実施要綱に基づき、放課後児童支援員の資格要件について、所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容は、放課後児童支援員の研修を修了する見込みである者を放課後児童支援員と同様に扱うということができるとした暫定的な措置について、今後も、放課後児童支援員を安定して確保する必要があるため、暫定的な措置から、無期限の対応に変更するものであります。

なお、放課後児童支援員と同様に扱うことができる者の要件は、放課後児童支援員として業務に従事することとなった日から2年以内に研修を修了することを予定している者であります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。提案の理由については今、説明を受けたところであります。

いわゆる放課後児童支援員の安定確保のために、柔軟に進めるんだというのは分かったんですけども、問題は、研修を受けたか、受けないかというよりも、放課後児童支援員としての仕事をきちんと全うするということが大事でありまして、何というんですかね、事業所内のやっぱり研修というか、報告、連絡、職場の支援員同士のそういうコミュニケーションというんですかね、そういうものをきちっとして、柔軟にすることは結構ですが、トラブルが起きないように、子供たちの安全のために、しっかりと仕事をしてもらいたいと思うんですが、それは確認できるでしょうか。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） お答えいたします。

この条例改正を機に、もう一度、指定管理業者のほうにも、きちんとそういった研修等、また心構え等をきちんと指導のほう、していきたいと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○16番（平塚英教） はい。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第20 議案第32号 那須烏山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第32号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第21 議案第33号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第21 議案第33号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第33号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地域産業の振興と雇用機会の維持及び拡大、既存企業の定着と基盤強化を目的として、支援の拡充を図るため、所要の改正を行うものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

なお、詳細につきましては、商工観光課長から説明させます。

○議長（渋井由放） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） それでは、詳細説明をいたします。

現行の制度は、製造業等が事業所を新設または増設した際に、企業立地奨励金として交付するという内容が、この条例の基本的内容でございました。その交付期間は、新設企業で6年間、市内の既存企業で3年間としておりました。これを、今回の改正により6年間に統一し、新規参入企業と市内既存企業を同様の支援をしていくということが改正の骨子でございます。

それでは、議案の1ページを御覧ください。

改正後の第1条の目的におきまして、雇用機会の維持、既存企業の定着を加え、地元企業の基盤強化を図るものと明文化させていただいております。

第2条の定義におきましては、市内既存企業において、規模の維持を目的とした移設や建て替えを奨励対象に含めることとした改正でございます。

2ページを御覧ください。

第4条、奨励金の交付ですが、奨励金の交付メニューとして、現行の条例にある周辺環境整備奨励金を廃止いたしました。また、併せて現行の第5条を削除いたしました。これらは、そもそも太陽光発電施設を奨励対象としていた際に整備したものであり、現在はその奨励措置が終了しているためでございます。

3ページから5ページにかけては、文言の整理並びに手続等に関する条文を規則において定めるため、条文の削除をしております。

6ページを御覧いただけますでしょうか。

別表により、本条例での具体的な省令内容を規定しております。その中で、企業立地奨励金の交付期間を、新規参入事業所と市内既存事業所とも6年間に統一すること、用地取得奨励金の交付対象を市内既存企業にも拡充すること、雇用促進奨励金の対象要件を、市内中小企業の実態に合わせ、これまでは3人以上雇用というのが要件でしたが、2人以上雇用にその分、減らしてございます。ただし、1年以上の継続雇用ということを規定させていただきました。

8ページを御覧ください。

附則におきまして、本条例の改正は、令和6年4月1日施行とさせていただきたいと思っております。

また、本条例改正による経過措置ですが、現行制度で事業計画の認定を受けている市内既存事業所において、まだこの奨励金等を交付されていない企業におきましては、条例改正後に初めて交付を受ける場合において、改正後の条例に定める交付期間を適用し、交付期間を6年間とする経過措置をつけさせていただきました。

以上で説明を終わります。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） これは前もって私も事前通告していなくて申し訳ないんですが、この条例に基づいた交付金というのは、今までどのような実績がありますか。実際に出しているんでしょうか。

○議長（渋井由放） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） これまで、現行制度で支払いをさせていただきました企業立地奨励金でございますけれども、創設時、平成20年度からの合算ですと、11億7,000万円、交付させていただいております。

以上です。

○議長（渋井由放） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 具体的にどんな事業に対して、これほど多額の交付金を支出されたのか、主立ったところ、こんなところというところをお教えいただけませんか。

○議長（渋井由放） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） これまで、延べ71社に交付させていただいております。

そのうち、太陽光発電事業者への支出が40件ございまして、金額では9億7,600万円、交付させていただいております。ですので、交付額からいきますと、この太陽光発電施設が大きかったところでございます。

以上です。

○14番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑ございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ちょっと教えてください。

今回の改定で、企業誘致や、あと市内の業者がどのぐらい手を挙げてくれたり、これがあつたために企業が起こせたとか、そういうのってどのぐらいを見込んでいるのかというのが分かったら教えてください。

○議長（渋井由放） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） これにつきましては、企業の、何というんでしょう、設備投資ですとか、あとは進出ということによりますので、何とも今のところでは申し上げられないんですが、最近では、やはり既存の事業所がこの市内に改めて設備投資をしていただいたり、あるいは移設をしていただいているというのが、だんだん増えてきてございます。

ですので、今回こういった奨励措置を拡充することによりまして、そういったもののスピードを上げることができればなと思っております。

以上です。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 何でこんな質問をするかという、そういう機会があればという企業は僕も知っているんだけど、大体、今まで太陽光がほとんどだったので、それは今回はあんまり考えていないので、どのぐらいを見越して、今回、3人を2人にするとか、いろんな優遇措置をつけたのかというのは、戦略的に当然、考えているところがあるって決めていると思うので、そういう質問をしたんだけど、いやーというのはちょっとあれなんで、最大このぐらい見込んでいますぐらいのことを言っているんじゃないのかなと思ったんだけど、どうですか。

○議長（渋井由放） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） ありがとうございます。

期待値ということで申し上げますと、年間に、多くて2件から3件あれば、毎年これがあればいいかなと思ってございます。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第21 議案第33号 那須烏山市企業の誘致及び立地を促進する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を14時15分といたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど審議いたしました議案第25号に関しまして、高田悦男議員の質疑に対する健康福祉課長からの答弁がございます。

岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 先ほど高田議員より御質問ありました議案第25号 那須烏山市介護保険条例の一部改正につきまして、低所得者の負担軽減を図るための公費の額でございますが、2,358万3,600円を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○15番（高田悦男） はい。

---

◎日程第22 議案第34号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第22 議案第34号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第34号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路を占有した際に徴収する道路占用料の額につ

いて、令和3年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえた額に改正されたため、所要の改正を行うものであります。

施行日につきましては、令和6年4月1日としております。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 市の道路占用料徴収条例なんですけど、これは全体では、これを若干引き上げますと、幾らになりますかね。今までのと比較で、今まではこのぐらいの実績だったものが幾らプラスになって、幾らになる見込みなのか、説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） それでは、道路占用料徴収条例の一部改正に伴いまして、どれぐらいの増額が見込まれるかということの質問にお答えをいたします。

主なものとして、東京電力、NTTの電柱と地下埋設のケーブルにつきまして試算いたしましたので、その辺は御了解いただきたいと思います。

まず、東電の電柱が約2,300件ございます。NTTの電話柱が約1,000件。現在、1本当たり東電柱につきましては580円。これが改正後、1本当たり670円になりますので、現行ですと130万円のものが、今度150万円になりますので、約20万円の増となります。

NTT柱につきましては、現在340円で徴収していたものが390円、50円上がりまして、本数を掛けますと、約5万円の増となります。

続きまして、地下埋設のケーブルでございます。東電のものにつきましては、延長が約6,300メートルございます。これが現在は1メートル当たり30円を徴収しております。これが改正後、35円になりますので、こちらにつきましては、約3万円の増となります。

NTTにつきましては、埋設ケーブル、約6万メートルございます。現在、20円で徴収していたものが、23円になります。延長を掛けますと、約20万円増になります。

合計しますと、48万円、約50万円程度の増額が見込まれます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 大体、おおむね値上がりしているということなんですけど、改正後に

上がっているものと、よくよく見ると、値段が下がっているものがありますが、この上がり下がりというのはどういう理由なのかを分かれば、よろしくをお願いします。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 市長の提案理由では、固定資産税の評価替え等を踏まえた額ということで説明しておりますが、下がったものにつきましては、確認をしたところなんです。が、まだちょっと回答がないということなので、追って説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○4番（堀江清一） 了解です。

○議長（渋井由放） よろしいですね。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第22 議案第34号 那須烏山市道路占用料徴収条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第23 議案第35号 那須烏山市水道事業給水条例及び那須烏山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について

○議長（渋井由放） 日程第23 議案第35号 那須烏山市水道事業給水条例及び那須烏山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第35号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、水道法の一部改正に伴い、水道法に基づく事務の権限が、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されるため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 市の水道事業給水条例及び市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正についてでございますが、今、提案がありましたように、厚生労働省の権限であったものが、国土交通省並びに環境省のほうにその権限が移ったということなんですけども、その理由ですね。なぜ厚生労働省から国土交通省並びに環境省に移ったのか、もし理由が分かれば、お示しいただければなと思います。

○議長（渋井由放） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいまの平塚議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の改正につきましては、今現在の水道事業者の経営環境の悪化でありましたり、また、水道施設の老朽化・耐震化への対応、災害発生時の断水への迅速な対応等が求められているというような状況を背景に、現在、水道整備管理行政を所管する厚生労働省から、社会資本整備や災害等に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省へ移管が行われるというような形で進められていると聞いております。

また、水質の基準等の作成に関しては、専門の所管である環境省への移管というような形になるということで、お聞きしております。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） そういうことで、何となく理由は分かったんですが、上下水道課と

しては事務手続上、こういうふうになることに対して事務内容が変わるのか、全く大したことないのか、その辺はどんなふうを考えていますか。

○議長（渋井由放） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） 今回の所管替え、国のほうの省庁のそういった移管等に関してですが、特に現在そういった、詳しく今後どのように変わっていくというような、何がどう変わりますというような細かいところまでの話は来ておりませんので、従来どおり、これまでどおりの手続等で事務は進められるものと考えております。

以上です。

○16番（平塚英教） 了解しました。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第23 議案第35号 那須烏山市水道事業給水条例及び那須烏山市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第24 議案第9号から日程第30 議案第15号までの令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について、令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、令和5年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について、令

和5年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、令和5年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、令和5年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について、令和5年度那須烏山市下水道会計補正予算（第4号）についての7議案については、いずれも令和5年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

- 
- ◎日程第24 議案第9号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）  
について
  - ◎日程第25 議案第10号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
  - ◎日程第26 議案第11号 令和5年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について
  - ◎日程第27 議案第12号 令和5年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
  - ◎日程第28 議案第13号 令和5年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
  - ◎日程第29 議案第14号 令和5年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について
  - ◎日程第30 議案第15号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（渋井由放） よって、議案第9号から議案第15号まで7議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号から議案第15号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第9号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ9億2,765万円増額し、補正後の予算総額を138億4,048万3,000円とするものであります。

今回は、普通交付税、国・県補助事業等の確定に伴う精算や、事業完了に伴う事業費の増額・減額等が生じたことから、必要な補正予算を編成したものであります。

また、継続費の年割額の変更、繰越明許費、債務負担行為の追加、地方債の変更について、それぞれ所要の予算を措置いたしました。

では、主な内容を説明いたします。

まず、歳出であります。

全体的な事項といたしまして、人件費及び各種事業費につきまして、財源不足が見込まれる事業費の増額及び不用額の減額を計上しております。増額、減額の差額の剰余金につきましては、市有施設整備基金、庁舎整備基金、地域振興基金に積立金を計上しております。このうち、整備基金につきましては、今後の公共施設再編に係る財源として活用を図り、地域振興資金につきましては、国債や地方債による中長期的な運用に取り組み、その運用益を地域振興に係る事業に活用してまいります。

そのほか、各款ごとの主な事項といたしましては、民生費につきましては、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金事業費は、住民税均等割のみ課税の世帯に10万円を交付し、住民税非課税または住民税均等割のみ課税の世帯で18歳以下の児童がいる世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付する事業費の計上であります。

障害者介護給付、訓練等給付費、私立保育施設運営委託事業費、生活保護総務費は、財源不足が見込まれるため、事業費を増額するものであります。

認定こども園施設整備費は、本体の建築工事に対する県支出金が令和5年度に交付決定されたことに伴い、交付決定の対象となった事業費を令和5年度に計上する必要が生じたことから、増額するものであります。

衛生費につきましては、水道事業会計繰出金は、電気料高騰に対する繰出金を計上するものであります。なお、財源といたしましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当いたします。

教育費につきましては、小学校施設管理費は、早急に対応すべき修繕が生じたことから、必要な事業費を計上するものであります。

南那須図書館運営費は、2名の方から頂きました寄附金の目的に沿って、図書購入費を計上するものであります。

次に、歳入であります。

市税は、法人市民税現年課税分について、現在の徴収状況を勘案し、減額するものでありま

す。

普通交付税は、額の確定に伴う増額であります。

国・県支出金は、主に事業費の確定に伴う精算であります。

市債は、事業費の精査に伴う増額及び減額であります。

寄附金は、ふるさと応援寄附金として、全国の方々から頂きました寄附金及び教育総務費寄附金、保健衛生費寄附金の計上であります。寄附金につきましては、それぞれの趣旨に沿った形で予算措置をしており、御芳志に対し深く敬意を表し、御報告申し上げる次第であります。

次に、議案第10号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の予算を補正するものであります。まず、事業勘定から御説明いたします。

歳入歳出予算を、それぞれ483万2,000円減額し、補正後の予算総額を33億899万6,000円とするものであります。

歳出の内容は、保険給付費のうち、療養費、高額介護合算療養費及び葬祭費の不足する経費を計上し、また、出産被保険者が見込みより少ないため、出産育児一時金を減額するものであります。

保健事業については、事業精査により減額するものであります。

諸支出金では、過年度分交付金の精算による償還金の必要な経費を計上するものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税の調定額が見込みより減少したため、減額するものであります。

国庫支出金は、出産育児一時金臨時補助金の新設されたことにより、計上するものであります。

また、交付金等の交付額の確定に伴い、県支出金及び一般会計繰入金を減額するものであります。

なお、前年度繰越金は精算し、増額いたしました。

次に、診療施設勘定でございます。

歳入歳出予算を、それぞれ3万円増額し、補正後の予算総額を5,792万円とするものであります。

歳出の内容は、事業費確定により不要となった工事請負費51万円を、七合診療所職員用トイレの便座の修繕及び経年劣化による診察室エアコンの交換を行うための修繕料に財源を振り替えるものであります。また、点検の結果、不具合が指摘されました消火器の更新に必要な経費を計上するものであります。

歳入の内容は、七合診療所の診療収入が見込みより増加したため、増額するものであります。県支出金は、物価高騰対策支援に対する補助金であります。

また、前年度繰越金は、精算し増額することにより、運営基金繰入金を減額いたしました。次に、議案第11号 令和5年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、熊田診療所特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ15万3,000円増額し、補正後の予算総額を4,739万7,000円とするものであります。

歳出の内容は、不足する消耗品費及び臨床検査委託料を増額するものであります。

歳入の内容は、診療収入及び国庫支出金が見込みより減少したため減額し、物価高騰対策支援として、県支出金及びオンライン資格確認導入のための医療提供体制設備整備交付金が交付されたため、諸収入を増額いたしました。

また、前年度の特別会計予算に不用額が生じたため、前年度繰越金を増額し、運営基金繰入金を増額いたしました。

次に、議案第12号 令和5年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてです。

本案は、後期高齢者医療特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ566万3,000円減額し、補正後の予算総額を3億9,069万円とするものであります。

歳入の内容は、後期高齢者医療保険料の調定額が見込みより減少したため、減額いたしました。

また、保険基盤安定制度負担金の額の確定に伴い、歳入の一般会計繰入金、歳出の広域連合納付金をそれぞれ減額するものであります。

なお、前年度繰越金は精算し、増額いたしました。

次に、議案第13号 令和5年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ5,981万1,000円減額し、補正後の予算総額を28億7,357万7,000円とするものであります。

歳出の内容は、保険給付費及び地域支援事業費の減額でございます。

次に、議案第14号 令和5年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）についてでございます。

本案は、水道事業会計予算の収益的収入を2,038万7,000円増額し、補正後の予算総額を6億4,933万6,000円とするものであります。

主な内容は、消火栓維持管理工事件数の減少による他会計負担金の減額と、重点支援地方交

付金の活用による他会計繰入金の増額であります。

また、収益的支出を1,921万2,000円増額し、補正後の予算総額を5億9,096万2,000円とするものであります。

主な内容は、固定資産の取得・取替えに伴う減価償却費及び固定資産除却費の増額であります。

また、資本的収入を2,436万4,000円増額し、補正後の予算総額を1億7,933万3,000円とするものであります。

主な内容は、県発注工事に係る水道管切り回し工事に伴う工事負担金の増額であります。

また、資本的支出を500万円増額し、補正後の予算総額を4億8,908万9,000円とするものであります。

主な内容は、企業債償還元金の増額であります。

最後に、議案第15号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第4号）についてでございます。

本案は、下水道事業会計予算の収益的支出を817万6,000円増額し、補正後の予算総額を3億7,772万5,000円とするものであります。

主な内容は、電気料高騰により、水処理センターの光熱費、固定資産の取得・取替えに伴う減価償却費、固定資産除却費及び確定申告納付分消費税の増額であります。

以上、議案第9号から議案第15号まで、一括して提案理由の説明を申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

**○議長（渋井由放）** 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

**○16番（平塚英教）** 大体、普通交付税や補助金交付金の決定によるものと、年間使ってきたものの精査というものが主なものと思われまして。

それで、1点だけ。49ページの急傾斜地崩壊対策事業費というのが373万9,000円増額になっておりまして、負担金、補助金、交付金というふうになっているわけなんですけど、これはいかなる事業の負担金なのか、御説明をお願いしたいと思います。

あとは、議案第15号ですけれども、下水道事業が企業会計ということで、今までの特別会計から企業会計に変わって、もう何年かたちますよね。それで、下水道の事業会計というのは、国のいわゆる企業会計として、簡単に言うと、独立採算で運営をなさいと。それで、経費が上がってくれば当然、利用料を上げるとか、市の負担を増やすとかというふうになってくるの

かなと思われるんですけども、下水道が特別会計からこの企業会計のほうに変わったことによって、運営上、変わった点があるのか、ないのか、その辺の考え方について説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） それでは、まず1点目の49ページ、8款2項3目河川費、急傾斜地崩壊対策事業費373万9,000円でございます。

こちらにつきましては、県の烏山土木事務所のほうで実施していますこの事業、現在は1か所、大木須地内の行人塚峠I-A地区を実施中でございます。県のほうで予算のほうの前倒しがありましたので、そちらの事業費が追加になったことから、この金額を追加補正したものでございます。

こちらは現在、事業進捗しております、この補正予算をもって事業完了の見込みということで聞いておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（渋井由放） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいまの平塚議員の御質問にお答えしたいと思います。

上下水道課のほうにおいて、これまで特別会計であった下水道事業特別会計、また農業集落排水特別会計については、令和5年4月から企業会計に移行したということで、今年度、移行したばかりでございまして、その内容については、結果といいますか、については今後、決算等を通じて明らかになってくるものと考えております。

また、変わったところというところにつきましては、これまで特別会計ではなかなかはっきりしなかった経営状況であったりとかというところについて、経営分析などをしやすくなってくるのかなというところが、考えられるところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 大木須の行人塚峠I-A地区ということで、今度の補正で大体、事業完了するというような話なんです、その後、このI-A地区というんですか、これがまた別なところも事業が増えるのか、大木須地区の急傾斜問題はこれで完了と考えたらいいのか、それが1つ。

それと、旭地区の急傾斜の事業がずっとやられてきましたけれども、あれは既に全部完了済みと考えていいんでしょうかね。

その辺の説明をお願いいたします。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 大木須地区の行人塚峠I-A地区が終了しますと、那須烏山市内において、急傾斜地崩壊対策事業の箇所は、まだ決まっておられません。これから烏山土木事務所と協議をしながら、次の箇所を決めていきたいと考えております。

旭地区につきましては、既に完了となっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 議案第9号ですか、補正予算についてなんですけども、33ページ、積立金の6億5,881万4,000円のところなんですけど、市有施設整備基金が2億円、地域振興基金が2億円、庁舎整備基金が2億円と多分、積まれていると思うんですが、一番上の財政調整基金積立金というのは1,200万円ぐらいですよ。この財政調整基金のほうの金額が少ない。自由度のある財政調整基金のほうに重きを置かなかつた理由。

それと、35ページの烏山庁舎の管理費、100万円ぐらいですかね。南那須庁舎が170万円ぐらい。これの内訳はどのようになっているのか。

それと、41ページ、にここに保育園運営費とすくすく保育園運営費、これはマイナスになっていますけど、マイナスになった理由というのを伺いたしたいと思います。

以上3点です。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 予算の33ページ、基金の積立金についての御質問でございます。

確かに財政調整基金、何にでも使えますよということで積み立てしております。現在、28億円ほどございますが、今回の3月は精算時期ということで、当然、前年度の繰越金も含め、先ほど市長の提案理由にありました交付税の増額等も含めると、やはり6億円何がしの予算が余っております。それらを基金に積み立てて、有効活用していくというのが趣旨でございます。

財政調整基金につきましては、はっきり申し上げますと、県からの指導もございまして、財政調整基金残高の増加は財政に余裕があるとみなされ、交付税の減額につながるおそれがあることから、やはり有効に財政調整基金は使っていくべきということの御指導をいただいております。

そういった意味も含め、他の施設については、先ほど市長の提案理由のとおり、必要に伴う積み立てということで、積み立てていただいております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 議案書35ページ、烏山庁舎管理費、南那須庁舎管理費の主な内訳ですね。

まず、烏山庁舎管理費につきましては、電話交換機のUPSバッテリー交換が26万1,000円ほど、それと残りの部分につきましては、防犯カメラの設置工事ということで、3台ほどつける予定で計上してございます。

南那須庁舎につきましては、1・2階系統のAHUロールフィルター交換に28万6,000円ほど、それと今、南那須庁舎の給水管の布設替工事が始まっているかと思うんですが、その舗装工事に伴う計上が80万円、残りの61万6,000円ほどは、やはり防犯カメラ2台ほど設置する予定で組んでおりますので、その工事費になってございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） それでは、私のほうから、41ページ、ここにこ保育園運営費、すくすく保育園運営費の減額の理由についてお答えいたします。

各保育園・幼稚園に、例えば加配が必要な園児が入園した場合とか、そういった場合のために、保育士派遣のための委託料を確保しておるんですが、今回その分が不用となったため減額しておるということでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

○4番（堀江清一） 了解です。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 質問項目が多くて申し訳ありません。

まず、一般会計の10ページを開いていただきたいと思うんですが、ここに繰越明許費がありますね。この繰越し事由について、お伺いしたいんです。特に、当初予算で計上していながら、まだ執行率が40%程度のところもありますね。なぜこれほど事業が進展しなかったのか。

それともう一つ、これは都市建設課長、2つありますね。トンネルの照明改修工事と谷浅見平野線の2つの道路工事がありますが、この1億4,000万円とか1,400万円と出ていますが、これは当初の予算額が幾らだったのか、これは予算書にも何も表れていないものですか、事業費幾らのうち、例えばこのトンネルだったら1億4,000万円を繰り越すのか、その辺のところは議会としては全く分からないんですね。これを今、分かればお願いしたいと思いますし、分からなかったら後でも結構です。

2点目をお伺いいたします。27ページに林業費補助金がありますね。これは認定こども園

の木材を使用したことによる県の補助金ではないかと思いますが、今回の分も合わせますと、1億8,542万2,000円になるのではないかと思います。この補助率というのは幾つなんですか。この補助率について、お伺いしたいと思います。

次に、同じページに、森林環境促進整備基金繰入金ってありますね。元は3,500万円ほどあったのを、今回2,800万円の減額になりますね。この減額の理由です。

次に、35ページに地域おこし協力隊がありますね。当初予算で1,100万円ほど取ったのを、今度は330万円ほどマイナスです。これは結局、予定どおり採用できなかったんでしょかね。

次に、41ページに、認定こども園関係がありますよね。今回の補正を含めると、6億3,863万3,000円になるわけなんです。この額で、建物全体が完成するのかどうか。

それと、残りの事業、来年度は外構とか機械とか電気とか、今の古い園舎の解体とあるんですが、これは令和6年度の予算に2,500万円ほど計上してありますが、この額で全て完了するということなのか、このことについてもお伺いします。

次に、42ページに新型コロナウイルス関係がありますが、今度は5類になってから、政府も接種体制というのは変わりましたね。それで、来年度からは高齢者だけを対象にするということなんですね。これは大体、分かったんですが、来年度から、今まであったような各種団体とか事業者に対していろいろ補助金、交付金がありましたが、こういうものも全くなくなるという、こう理解してよろしいのかどうかです。

次に、45ページに地籍調査の事業があります。2,800万円ほどの当初予算に対しまして、今回は320万円も減額するわけなんです。地籍調査は全く進まないですよ。なぜ今回、320万円も減額しなければならないのか。とうとうこの3月末には終わらなかったのかどうかです。

それともう一つ、同じように47ページの道路保全費なんです。当初1億3,300万円、途中6,100万円を9月で補正して、私は喜んでいたんですが、今回、860万円も減額するんですね。これは私、いつも言っていますが、道路の両側の白線とかセンターライン、それに相当、舗装も補修しなければならないところ、いくらでも私は工事があると思うんですが、なぜこれほどの予算を減額しなければならないのか。

それと、同じ土木費で、これは参考のためにお伺いしたいんですが、県道の田野倉の交差点、やっと交通開放になりましたが、これまでに市がどのぐらいあの事業に負担をしたのか、これについてお伺いしたいと思います。

次に、53ページに文化財の調査費があります。当初1,100万円のところ、今回320万円ほどマイナスになりましたね。これは何か当初の計画からでは調査のできなかった

ところがあったんでしょうか。この減額理由をお伺いします。

次に、国保会計です。出産育児一時金、当初1,000万円取っていて、今回500万円マイナスで、半分になってしまっていますね。500万円ですね。それで私はこれまでの決算書から見ましたら、令和3年度は16人に交付していますよね。令和4年度はずっと減って、13人です。今回、令和5年は何人になるのか。

それと、これは大谷市民課長、ついでにお伺いしたいんですが、市全体で、今回1年間で何人が生まれると見込まれているのか、参考のために、これもお伺いしたいと思います。

次に、介護保険関係です。ここで13ページに特別徴収の保険料というのがありますね。当初5億4,300万円、それから94万4,000円プラスしました。さらに480万円プラスされました。それで今回は、大きくマイナス8,400万円ほど減額しているんですが、この特別徴収の保険料が、なぜ今回これほど減額になったのか、お伺いします。

もう一点。17ページに、居宅介護サービス給付費、これも6,100万円ほどの減額です。なぜこれほどの大金の減額になったのか、お伺いします。

最後にもう一点です。水道事業会計なんですが、6ページに、企業債の償還金元金が500万円追加になりましたね。これは年度途中で、元金がなぜ500万円も発生したのかについて、お伺いします。

以上です。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 予算10ページ、11ページの繰越明許費について、トータル12事業ございます。順を追って、各課長のほうから御報告させていただきますが、私のほうでは、総務費、総務管理費の企画一般管理費783万2,000円について、御説明申し上げます。

内容につきましては、庁舎整備基本構想策定支援業務委託費の繰越しでございます。当業務委託につきましては、令和5年の5月29日から6年3月22日までを履行期間として実施しております。これに合わせて、令和5年度内の庁舎整備基本構想の策定を見据え、庁舎整備検討委員会における検討を進めてまいりました。

このような中で、新庁舎の候補地と、絞った3か所について、庁舎敷地だけでなく、接道道路も含めた民有地の用地取得の見通しを踏まえた検討が必要であるというようなことなどから、基本構想の策定につきましては令和6年度に繰り越して、同年12月末をめどに、基本構想の策定について、進捗状況を踏まえながら慎重に進めることが最善であるというふうなことになりました。

したがって、本業務委託も令和6年度に繰り越して執行することが適当であると判断し、繰

越明許費を設定しました。契約額が1,197万9,000円のうち、令和5年度の実績としましては414万7,000円を、残り783万2,000円を繰り越すものでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） それでは、私のほうから、繰越明許、次の社会保障・税番号制度システム整備事業費につきまして御説明いたします。

こちらのほうの内容につきましては、マイナンバーカードへのローマ字表記、読み仮名表記、そちらについてのシステム改修、3つございまして、そちらのほうの合計額1,240万8,000円、これを全額繰越しいたします。こちらの繰越しについては、国からの指示ということで承っております。

それから、国保会計の出産育児一時金、1,000万円から500万円に減額ということで、1人当たり50万円ということで、今回10人を予定ということで出したんですが、実際、今年度、令和5年度は、国保のほうでは今まで、4月から2月いっぱいまでで支給者は3人です。

市全体といたしましては、住民登録されている新生児ということで数えたんですが、そちらについては54人でございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） それでは、私のほうでは、健康福祉課に係るものについて答弁させていただきます。

まず、繰越明許費に関しまして、民生費の社会福祉費、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金事業費、7万円給付でございますが、1,423万7,000円についてですが、令和5年12月議会にて補正予算の可決をいただきました令和5年度の住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯を対象にした給付金でありまして、こちらは現在、申請受付中でして、申請期限が3月29日と示しているところです。

しかし、過去にも申請が遅れる方が若干おられましたので、ある程度の猶予期間を設けたいと考えていることから、振込手数料の最終請求が7月になる見込みのため繰越しとなり、事業完了は、8月末を見込んでおります。

次に、同給付金事業費の均等割のみ課税世帯及び子育て加算9,344万2,000円についてですが、こちらは、新たに令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯に10万円を給付するもの、及びその世帯並びに先ほど御説明しました7万円給付の対象世帯で18歳以下の児童がいる子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を加算給付するもので、今回の補正に計上させていただいております。

10万円給付の対象世帯は700世帯を、子育て世帯児童数400人を見込んでおります。繰越しの内容としましては、システム改修費を除く全額を繰越しし、10月末の完了を見込んでおります。

次に、4款衛生費、保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン追加接種体制確保事業費、137万円についてですが、こちらは、令和5年度に実施しましたワクチン接種に係る繰越分となりまして、国民健康保険団体連合会審査業務委託料、個別接種業務委託料の最終支払いが会計年度を超えてしまうものですから、繰越しさせていただくものです。終了としましては、10月末を見込んでおります。

続きまして、介護特会の補正予算についてでございますが、13ページ、現年度分特別徴収保険料の減の理由でございますが、介護保険の各事業につきましては、1号及び2号被保険者の保険料、国・県・市の公費負担で賄われているところでございます。今回につきましては、年度途中で国・県交付金の増額が見込まれることによりまして、居宅介護サービス給付費等の減額補正もありますので、保険料のほうを減額としたところでございます。

17ページの居宅介護サービス給付費6,163万1,000円の減につきましては、居宅介護サービスには、訪問看護、訪問介護、通所介護、通所リハビリテーションなどがございます。令和5年度の給付見込額を実績に基づき試算しましたところ、7億9,276万9,000円の見込みとなったため、減額補正するものでございます。

要因としましては、要介護の方が減少し、要支援の方が増加しており、また、福祉用具購入や住宅改修費の増加を考慮しますと、通所サービスの利用でなく、自宅内での生活の安全面を充実させていच्छるものと考えられます。

今後も、各給付費の傾向を随時分析しながら、適正な予算執行を行いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（渋井由放） 水上こども課長。

○こども課長（水上和明） それでは、私のほうから、児童福祉総務費211万2,000円の内容の御説明をさせていただきます。

那須烏山市を含め、全国の自治体では、子ども・子育て支援法に基づきまして、令和7年度から11年度の5年間を実施期間としまして、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定することとなっております。

本格的な作成作業は令和6年度になりますが、子育て関連の事業の需要量を把握するために、今年度は、子育て家庭の当事者からニーズを収集する調査を実施するように国から指示がございまして、その集計作業、報告書の策定のために、業務委託料211万2,000円を予算化しておりました。

ニーズの調査は、国の手引に従って実施することになっておりまして、当初の予定では、12月中には手引が示され、1月中には調査を実施することになっておりましたが、国の手引の作成が遅れておりまして、調査が来年度にずれ込む見通しとなったため、業務委託料の全額を翌年度に繰り越すこととしたものでございます。

続きまして、補正予算書の41ページ、認定こども園施設整備費の3億1,140万円でございますが、議員がおっしゃるとおり、栃木県から補助金が交付されることになっておりますが、県では令和6年度に繰越しすることになったということで、本市の予算につきましても、県の補助金の流れと同様とすることが交付の条件ということで、継続費の中で令和6年度に年割りをしていた5億6,176万7,000円のうち、補助金の対象となる予算3億1,140万円を令和5年度に予算化したものでございます。

ただし、令和5年度に今回補正した3億1,140万円につきましては、予算上、通次繰越しを行いまして、令和6年度に繰越しすることになっておりますので、令和6年度の予算額は5億6,176万7,000円になることとなります。その金額をもって、建築の続き、また機械、電気、解体、外構を令和6年度に実施するというところでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 私のほうからは、都市建設課関連につきまして御説明を申し上げます。

まず、10ページの繰越明許費でございます。道路保全費、トンネル照明改修工事の1億4,000万円につきましては、世界情勢や種々の取り巻く状況から、資材の入手が困難ということで、工事は契約をしましたが、現在、工事を休止しております。2月に入りまして、やっと資材の入荷の見込みが立ったということから、4月中には材料が入り、5月の連休明けから工事の再開の見込みとなっております。

工事の完成につきましては、令和6年9月を見込んでおります。

次に、道路整備費の谷浅見平野線1,410万1,000円でございます。こちらにつきましては、谷浅見平野線の谷浅見コミュニティセンターの物件移転でございまして、用地補償の建物の移転工法につきまして、関係者との協議に不測の日数を要したことから、繰越しになるものでございます。

移転完了見込みは、令和7年の3月を見込んでおります。

次に、3目河川費、急傾斜地崩壊対策事業費273万1,000円でございます。こちらは、栃木県が事業主体となっております大木須地内の行人塚峠I-A地区の那須烏山市の地元負担金の繰越しでございます。こちらは、先ほど平塚議員にも説明しましたとおり、令和6年度分

の予算が前倒しになったということで、繰越しになるものでございます。完成見込みは、令和7年の3月となります。

次に、都市計画費の防災集団移転促進事業費6,740万円につきましては、昨年12月定例会におきまして、補正予算として計上させていただきました4,180万円、今定例会において減額をしました24万2,000円を含め、トータルで8,010万9,000円のうち、6,740万円を繰り越すものでございます。

現在、大臣同意に向けまして、関係機関及び関係者との調整作業を実施しております。地元との調整等にも努力しているところでございますが、その調整に時間を要することから、繰越しをさせていただくものでございます。

完了につきましては、令和7年3月を見込んでおります。

続きまして、補正予算のほうに入りますが、まず45ページ、地籍調査事業費の321万8,000円の減額でございます。こちらにつきましては、当初、私どもで要求した金額に対しまして、要求が1,501万6,000円を要求しましたところ、配分の交付決定が1,236万円ということで、ここでまず減となっております。

その後、委託を発注しまして、中央5地区が今年の調査地区でございますが、そちらの委託料、それからこれまでに地籍調査を実施しました過年度分のデータを数値化するというので、そちらの委託料、そちらの金額が確定しましたものですから、それに伴います不用額の減ということで、今回321万8,000円の減となっております。

調査のほうは順調に進んでおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、47ページ、道路保全費の868万2,000円の減につきまして、お答えいたします。

道路保全費につきましては、三箇鍛冶ヶ澤線のトンネル、三箇トンネル、小白井トンネルの照明LED化の工事を含むほか、トータルでは1億9,500万円ほど持っておりますが、三箇トンネルに係りますものが1億5,000万円ということで計上しております。こちらにつきましては7,500万円と7,500万円、1億5,000万円、2つのトンネルで予算を持っております。

こちらにつきましては、契約が完了し、金額が固まったものですから、不用ということで862万8,000円の減ということでございます。

維持工事につきましては、中山議員からいつも何もやらないということで言われておりますので、区画線等につきましては、今回、3本目ということで工事も発注しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、県道宇都宮那須烏山線田野倉交差点の改良に際し、市が支出した事業費について

でございます。

こちらにつきましては、交差点の工事に際しましては、直接、市のほうで支出したものはございません。昨年8月だったですかね、豪雨により、近隣の方、浸水してしまった被害がございましたが、その対応につきましても、県のほうにお願いしまして、流末を確保するという工事を県のほうで実施していただいておりますので、市から支出したものはございません。

ただ、向原のほうから県道にぶつかる丁字路のところ、旧南那須の民俗資料館に上がるところでございますが、あそこにつきまして、急勾配、急カーブということで、なかなか取付けが難しいということだったものですから、田野倉大金線の田野倉工区ということで、市の事業を入れました。そちらの工事が令和4年度までに完了しておりますが、用地買収、物件補償、工事費、トータルで約4,000万円ほどかかっております。

以上でございます。よろしくします。

○議長（渋井由放） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 10ページ、繰越明許、9款の消防費の防災無線整備費160万円、この件でございますが、これは9月に上川井地区の防災行政無線の撤去ということで補正予算を取らせていただきましたが、現在、地権者、地元自治会、市と最終調整に改めて入らせていただいて、近々、調整の結果が出るかと思うんですが、これを待っているのは3月までの撤去が間に合わないということですから、繰越明許をさせていただいて、その方針に従って、次年度において、執行する場合は執行させていただきたいということで、繰越明許をさせていただいたものでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） 教育費関係ですが、小学校施設管理費137万5,000円でございます。

こちらは、51ページにあります小学校施設管理費137万5,000円に関するものでして、七合小学校の1年生と2年生及び会議室の3か所、こちらの空調機の修繕費を今回、予算計上させていただいております。部品調達の時期や修理期間を考慮しまして、繰越しして執行させていただきたいと思っております。

こちらの修理については、4月中に完了予定ということで、今のところ聞いております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、27ページ、林業費補助金について御説明申し上げます。

林業木材産業構造改革事業費補助金1億6,564万2,000円でございます。こちらにつきましては、中山議員御質問のとおり、認定こども園の建築に際しまして、県産材を使用することで国から頂ける補助金となっております。補助率については50%、2分の1でございます。

事業対象経費については、認定こども園建築の中で、県産材を使用する対象経費3億7,128万5,200円の50%というところで、1億6,564万2,000円の補助金となったところでございます。

続きまして、森林環境促進整備基金繰入金でございます。

こちらにつきましては、森林環境譲与税を原資とします森林環境整備促進基金からの一般会計への繰入金でございます。

当初、林務事業に充てるわけでございますけれども、当初予算の中では、まず認定こども園の整備費2,159万2,000円、これは建築費の整備費ではなくて、認定こども園の中で使います机であるとか椅子の木材の消耗品、年度内に購入がないということで、2,159万2,000円を減額したところでございます。

また、林道の修繕料、当初で30万円取ってございましたけれども、修繕箇所がなかったということで、林道の修繕についても30万円減額をしているところでございます。

また、林道の補修修繕工事、これは当初、大沢上境線、外輪沢線、林道2本の補修工事を予定していましたが、この補修工事550万円の予算に対しまして、実績368万5,000円の工事費の事業確定に伴いまして、181万4,000円を減額したところでございます。

また、森林環境譲与税を利用した間伐事業に対する集積計画の策定でございます。当初、12ヘクタール、421万5,000円の計画を予定していましたが、その計画を立てる場所が、選定がなかったということで、421万5,000円の減額と、あと、実際に間伐を行ったところ、当初9ヘクタールの大木須地区での間伐を予定していましたが、実績として、8.3ヘクタールの間伐の実績がありましたので、その31万8,000円を減額ということで、合計で2,823万9,000円の減額となったところでございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 小原沢まちづくり課長。

○まちづくり課長（小原沢一幸） 35ページ、地域おこし協力隊事業について、お答えします。

当初、隊員3名を任用する予定でありましたが、実際は2名の任用であったため、1名分の経費を減額補正するものであります。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 黒尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒尾明美） 私のほうからは、53ページ、文化財調査費322万円の減額補正について御説明します。

こちらについては、国庫補助事業のほうを申請したところなんですけど、そちらで予算がつかまらなかったんで、そちらの該当する事業について、減額補正したものです。

予定していたところは、東山道跡の調査関係になっておりました。

以上です。

○議長（渋井由放） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） 私のほうからは、水道事業会計、6ページの企業債償還元金500万円の補正について御説明いたします。

こちらにつきましては、令和4年度分の借入れでございます。令和4年度の借入れ分が確定したのが令和5年3月でありまして、令和5年度の当初予算作成時、およそ11月頃になると思うんですが、そのときには金額が確定しておりませんでしたことから、予算措置ができませんでした。このようなことから、今回の議会において補正を行うものでございます。

以上です。

○議長（渋井由放） ここで、暫時休憩いたしたいと思います。再開を15時40分といたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時40分

○議長（渋井由放） 休憩前に引き続き、再開いたします。

岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） では、私のほうで追加答弁をさせていただきます。

42ページ、新型コロナウイルスに関する今後のワクチン接種と各種支援体制ということで、ワクチン接種について、健康福祉課から答弁させていただきます。

これまでのコロナウイルスワクチンの接種は、特例臨時接種に位置づけられ、実施してきたところですが、特例臨時接種は令和6年3月31日をもって終了し、令和6年度からは、B類疾病の定期接種となり、季節性インフルエンザの定期接種と同様に、各医療機関にて受けていただくこととなります。季節性インフルエンザの定期接種と同様ということで、内容的には、対象者が65歳以上の高齢者、60歳から64歳で重症化リスクが高い方、接種期間回数としましては、年1回、秋冬が想定されております。

費用負担なんです、現在、国のほうでは接種費用7,000円ということで示されてはいるんですが、まだ製薬会社のヒアリングが終了していませんので、正式には決まっていない状況でございます。ですので、今後も国からの情報収集のほうを図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） 42ページの新型コロナウイルスに関する関連としまして、各種支援体制についてということで、お答えさせていただきます。

これまで、事業者ですとかお店ですとか、そういったところに対しまして、商工業者に対しまして補助等はしてきたところでございますけれども、今後については特段、今のところそういったメニューを予定してはいないということをこちらで答弁させていただきます。

以上です。

○14番（中山五男） 全て了解いたしました。ありがとうございました。

○議長（渋井由放） ほかにございませんか。

9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 4点だけ質問します。

今回の補正で、先ほど中山議員の土木のお話がありましたけれども、こういう関係で、予算が余る可能性があるみたいなのも含めて、何で使わないのかなという、そういう視点で見ると、結構、何点か疑問に思うところがあるんですけれども、かなりもう先輩方からの質問で満たされたので、残ったものだけを質問いたします。

まず、35ページのJR烏山線の利用促進事業費、これがどうして353万5,000円を使わなかったのかという。何回か説明は受けたような気がするんですけど、これを再確認したいと思います。

次に、43ページ、浄化槽設置事業費、これが319万円残っているんですけれども、これはかなり今までの例でいうと、申請しているんですけど予算がなくてできないんですよということが、今までの例だったんですけど、最近はそんなことはなくて、予算で十分で、余ってしまうのかというのを確認したいと思います。

次に、47ページの上の森林経営管理制度の事業費、これも453万円使っていないんですけども、これもたくさん、アイテムはいっぱいあると思うんですけど、これだけ残ってしまうのはなぜですかという、その3点と、あとは今言ったように、道路建設に関しても、今、私が質問したのもそうなんですけれども、いつも予算がなかなか取れなくて、苦戦して、事業が進まないというものに対して、見込みで800万円余りそうだというときに、これは同じ経費の分類なので、ほかのアイテムでやってしまおうかという、そういう戦略というのはいらないのか、

それともできるんだけど、やり切れないのかというのを、これは総合政策課長かな、お願いいたします。

○議長（渋井由放） 小原沢まちづくり課長。

○まちづくり課長（小原沢一幸） 35ページのJR烏山線利用促進事業費について、お答えします。

こちらは、通学定期購入費補助金の額になります。こちらは、年4回の申請を受けて支払う予定としておりました、現在まで3回目です。それで、4回目を3月中に申請いただく予定なんですけれども、3回目までの実績を基に4回目の金額を想定しますと、全体で560万円程度で済んでしまうということから、残額の分については減額補正したところです。

○議長（渋井由放） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） 私のほうからは、43ページ、浄化槽設置事業費の減額について御説明いたします。

小堀議員おっしゃるとおり、過去には予算が足りず増額というようなきもあったかと思うんですが、今年度につきましては、当初予算で65基見ていたところ、今現在で45基の申請となっております。そのような状況から、今回、多少の見込みを残しながら、減額補正を行ったという状況でございます。

○議長（渋井由放） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうからは、47ページ、森林経営管理制度事業費の453万円の減額でございます。

こちらにつきましては、森林環境譲与税を活用しました間伐事業に対する、その前の森林集積計画を立てる業務委託費が421万5,000円、ほぼほぼなんですけれども、間伐をする、集積計画を立てる森林がなかなか場所が見当たらないというか、地元からの手挙げ方式もあるということなんですけれども、当初12ヘクタールだったんですけれども、やっぱり3ヘクタールとか4ヘクタールでは間伐事業がなかなか有効に進まないということで、今回は業務委託を見送ってございます。

その集積計画を立てるために、今後いろんなところに声かけはしておりますけれども、なかなか間伐事業に向けての計画が立たないというのが実態で、今回は減額をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（渋井由放） 菊池総合政策課長。

○総合政策課長（菊池義夫） 予算の執行残における、他事業等に回せるかという考え方でございますけれども、やはりどの課の事業についても、道路もそうですけれども、まずは実施計画とい

うのを当然、年次計画で定めております。5か年だったら5か年の計画ですね。それに基づいて、予算の査定で事業予算をつけます。

当然、道路整備を一つ取れば、国・県の補助が入っていたり、起債が入っていたり、いろいろなものが伴いますから、当然、計画を申請してやる路線もあれば、例えば単独でやる事業もあるかもしれません。そういった内容は、各ヒアリングを経て関係課と調整しておりますから、当然、道路整備の場合は工期が伴いますし、ちょっとした穴埋めの維持補修であれば、それはどんどんやりましょうということ調整させていただいたりしておりますから、全く予算を他事業にやれないかという、そうではありません。

そういったものを、各課とのヒアリングにおいて、よく状況を聞いて判断しておりますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（渋井由放） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 今回の課長のお話はある程度、分かるんですけども、そういう戦略を前もって考えておくか否かで随分、違うと思うんですね。要するに、気がついたら駄目だったというんじゃなくて、こうなった場合には、特に予算が取りづらいというもの、アイテムはたくさんあるんだけど、というものはぜひお願いしたいと思えます。

それと、例の浄化槽に関しては、前はたくさんあったということなんだけど、やっぱりうちの河川の浄化率の数字を見たら、まだまだ、それを考えたら、市民のほうに今、予算がこういうことで、浄化槽というのはつけられますよというのをPRすべきだと思うんですね。そうでないと、いつになってもすばらしい魚が泳ぐような川にはなりませんので、ぜひそれをお願いします。いいですか。

○議長（渋井由放） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいま小堀議員のほうから、PRが足りないというようなお話もいただきましたが、確かに十分、周知が至っていないというようなところもあるかと思えます。

私どものほうとしましては、年に2回は市の広報お知らせ版であったりというような形で周知を図り、また、個別に訪問させていただいた際には、浄化槽の転換であったりというような部分も対応させていただいておりますので、今後、さらにそういった生活用排水機の水質の改善という部分につきましては、さらに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○9番（小堀道和） オーケーです。

○議長（渋井由放） ほかに質疑はございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） 1点だけ質問させてください。

51ページのスクールバスの運行費なんですけれども、南那須中学校だけ大幅に減額になっているんですが、こちらの理由を教えてください。

同様に、小学校のほうでも、烏山小のほうで60万円近く減額になっているんですが、同様の要因でしょうか。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） まず、南那須中学校のスクールバス運行費102万1,000円の減額ですけれども、こちらは業務委託料です。市有マイクロバスの運転業務の委託料と、業者マイクロバスの運転業務の委託料、こちら、不用額が生じました。

こちら、不用額が生じた理由としましては、通常のスクールバスの運行とはまた別に、いろんな各種行事、部活動、そういったもの際の業務委託の費用の残です。当初、例えば運動部であれば、県大会までの費用、そういったものを予算計上しているんですが、残念ながら、県大会、予選で負けてしまうと、そういった費用は残ってしまいますので、そういったものを今回、削減させていただいております。

それと、烏山小学校ですかね。こちらは59万8,000円の減ということですが、こちらは需用費です。市有マイクロバスの夏用のタイヤ購入費に3万7,000円を計上いたしております。

それと、こちらは市有マイクロバスの運転業務、委託料に不用額が生じたので、その不用額を削減しまして、差額の59万8,000円を削減ということでさせていただいております。

○議長（渋井由放） 3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） すみません、烏山小学校のスクールバスの不用額が発生した理由というのは。

○議長（渋井由放） 大鐘学校教育課長。

○学校教育課長（大鐘智夫） こちらは、行事の関係で、やはり行けなくなった行事とか、そういったものがありましたので、削減させていただいております。

以上です。

○3番（荒井浩二） 了解しました。

○議長（渋井由放） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を

打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第9号から議案15号までの7議案に対する反対討論の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第24 議案第9号 令和5年度那須烏山市一般会計補正予算（第6号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第25 議案第10号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第26 議案第11号 令和5年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第27 議案第12号 令和5年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第28 議案第13号 令和5年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第29 議案第14号 令和5年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第3号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第30 議案第15号 令和5年度那須烏山市下水道事会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第31 議案第1号から日程第38、議案第8号までの令和6年度那須烏山市一般会計予算について、令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について、令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について、令和6年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について、令和6年度那須烏山市介護保険特別会計予算について、令和6年度那須烏山市境財産区特別会計予算について、令和6年度那須烏山市水道事業会計予算について、令和6年度那須烏山市下水道事業会計予算についての8議案については、いずれも令和6年度当初予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

- 
- ◎日程第31 議案第1号 令和6年度那須烏山市一般会計予算について
  - ◎日程第32 議案第2号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について
  - ◎日程第33 議案第3号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について
  - ◎日程第34 議案第4号 令和6年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について
  - ◎日程第35 議案第5号 令和6年度那須烏山市介護保険特別会計予算について
  - ◎日程第36 議案第6号 令和6年度那須烏山市境財産区特別会計予算について

◎日程第37 議案第7号 令和6年度那須烏山市水道事業会計予算について

◎日程第38 議案第8号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計予算について

○議長（渋井由放） よって、議案第1号から議案第8号までの令和6年度当初予算について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第8号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和6年度那須烏山市一般会計予算についてでございます。

令和6年度は、第3次総合計画の2年度目として、計画の基本理念である「みんなの知恵と協働による持続可能なまちづくり」を推進してまいります。

まちづくりの主役は市民であるという基本に立ち返り、まちの目指すべき将来像である「新たな未来への第一歩 市民が主役のまち 那須烏山市」の実現に向けて事業展開を図るとともに、国や県が掲げる子育て支援や物価高騰への対応など、情勢に応じた政策を展開し、着実な成果を目指してまいります。

令和6年度一般会計の歳入歳出予算は、脱炭素化の推進、中心市街地再生へ向けた主要道路や公園整備、JR烏山線の利用促進、防災集団移転の促進等、安全安心な暮らしを守る都市再生を掲げた予算としております。

総額は、前年度比2億7,000万円、2.3%増の122億7,000万円といたしました。

それでは、主な内容を申し上げます。

まず、歳入であります。

市税は、前年度比3,179万1,000円、1%減の31億8,112万3,000円としました。

主な税目では、市民税について、個人市民税納税義務者の減少が見込まれること及び法人市民税所得割の減少が見込まれることから、前年度比2,990万円、2.5%減の11億7,168万円としました。

地方交付税は、令和5年度の状況を勘案し、前年度比8,000万円、1.9%増の42億8,000万円といたしました。このうち、普通交付税は38億円、特別交付税は4億8,000万円でございます。

国庫支出金は、保育事業費や道路整備に係る補助金等の増額により、前年度比1億

6,376万9,000円、12.5%増の14億7,494万5,000円といたしました。

県支出金は、重層的支援体制整備事業や、保育事業に係る補助金等の増額により、前年度比7,967万1,000円、10.6%増の8億3,123万8,000円としました。

繰入金は、不足財源について、財政調整基金及び市有施設整備基金を計上し、前年度比1億8,989万1,000円、52.2%増の5億5,393万4,000円としました。

市債は、地域医療確保事業債や市道整備事業債等の大規模事業に関して、積極的に活用しておりますが、緑地運動公園照明改修工事や橋梁補修工事の完了に伴う減額により、全体で前年度比2億3,980万円、25.9%減の6億8,540万円といたしました。このうち、合併特例債につきましては、前年度比9,090万円、80.9%増の2億320万円としました。

次に、歳出であります。

議会費は、前年度予算と同程度の1億2,578万8,000円といたしました。

総務費は、JR烏山線利用向上に係る交付金、書かない窓口システム導入の新規計上をいたしました。JR烏山線の利用向上や、ICTを活用した行政手続の利便性の向上に努めてまいります。

そのほか、栃木県知事選挙費の計上や業務系・情報系システム管理運営費の機器更新に伴う増額により、前年度比6,856万6,000円、5.2%増の13億7,500万9,000円としました。

民生費は、おたふく風邪予防接種費の助成、乳児1か月個別健診費の助成、先天性股関節脱臼検査費の助成を新規計上いたしました。未来につなぐ健やかな暮らしを支えるよう、子育て支援を図ってまいります。

そのほか、重層的支援事業の実施や私立保育施設運営委託事業費等の公定価格の改定に伴う増額により、前年度比1億4,899万7,000円、3.7%増の42億2,165万9,000円といたしました。

衛生費は、個人向け太陽光発電設備導入費や、電気自動車の購入費等助成を新規計上いたしました。家庭用の発電設備等の導入を促進し、脱炭素化の推進を図ってまいります。

そのほか、し尿処理費や新型コロナウイルス追加接種体制確保事業費等の減額により、前年度比6,109万3,000円、4.3%減の13億7,151万4,000円といたしました。

農林水産業費は、地籍調査事業費の増額や、元気な森づくり推進事業費等の増額により、前年度比1,882万円、6.5%増の3億902万円といたしました。

商工費は、道路標識の更新、インバウンド対応の観光案内板の更新、デジタル復元による城下町の魅力発信事業を新規計上いたしました。国史跡に指定されました烏山城跡を中心に、観光を牽引する推進体制の強化に努めてまいります。

そのほか、企業立地奨励金等の交付期間が終了したことに伴う企業誘致事業費の減額により、前年度比524万1,000円、1.4%減の3億7,265万8,000円といたしました。

土木費は、主要な道路整備といたしまして、(仮称)なすからこども園の前の大金・東原線、烏山庁舎前の山手通り線の整備費を新規計上いたしました。

また、清水川せせらぎ公園の再整備へ向けた検討・設計費を新規計上いたしました。中心市街地の道路や公園を整備し、市の活性化を図ってまいります。

そのほか、管理棟の改修に伴う大桶運動公園施設整備費の増額、集団移転先候補地の旧境小学校の解体工事に伴う防災集団移転促進事業費の増額により、前年度比2億982万円、19.0%増の13億1,510万7,000円といたしました。

消防費は、常備消防費や消防施設管理費等の増額により、前年度比1,734万9,000円、2.7%増の6億5,144万3,000円といたしました。

教育費は、学校給食食材購入費の助成、障害者就労施設からの学校給食用パン購入費の助成を新規計上いたしました。急激な物価高騰に対する子育て世帯の負担を軽減するよう支援するとともに、障害者就労施設から積極的に物品等を購入し、地域共生社会の推進に努めてまいります。

そのほか、教科書改訂に伴う小学校教材等購入事業費等の増額があるものの、緑地運動公園施設整備費等の減額により、前年度比4,735万4,000円、3.8%減の12億505万3,000円といたしました。

以上の結果、歳出予算の目的別構成は、民生費が34.4%、衛生費11.2%、総務費11.2%、公債費10.7%の順となりました。

また、性質別構成比は、補助金等が21.5%を占め、以下、人件費が18.1%、物件費が16.3%、扶助費が14.2%の順となりました。

次に、議案第2号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算についてでございます。

国民健康保険は、国民健康保険の財政運営主体が市から県に移行して6年が経過し、また、令和6年度は、新たに改訂されました第3期栃木県国民健康保険運営方針に沿って、県との連携を図りながら、国民健康保険の健全かつ安定的な運営に努めてまいります。

それでは、まず国民健康保険特別会計の事業勘定から御説明申し上げます。

令和6年度の歳入歳出予算総額は、前年度比0.1%増の32億9,843万2,000円です。

歳出の主な内容は、保険給付費が前年度比0.7%増の24億3,786万1,000円となり、歳出が占める割合が73.9%、次いで市が県に納める国民健康保険事業費納付金が前年度比1.0%減の7億6,038万2,000円、歳出に占める割合が23%でございます。

歳入の主な財源は、国民健康保険税、県支出金及び繰入金であります。なお、令和6年度の国保税率につきましては、県が県全体の事業納付金を算定するに当たり、栃木県財政安定化基金を活用することとしたため、本市の納付額が前年度を下回ったことから、国保税率を据え置くことといたしました。

次に、診療施設勘定でございます。令和6年度の歳入歳出予算総額は、前年度比2.9%増の5,418万8,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費が予算総額の83.1%を占め、4,505万5,000円、次いで、医業費が860万6,000円でございます。

なお、歳入の主な財源は、診療収入であり、患者の増加により収入増が見込まれることから、増額とし、不足する財源は、診療運営基金から1,723万8,000円を繰り入れて対応することとしました。

次に、議案第3号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算についてでございます。

熊田診療所特別会計の歳入歳出予算総額は、診療所の運営体制の変更により、前年度比13.3%減の4,049万5,000円であります。

歳出の主な内容は、総務費が68.0%を占め、次いで、医業費が31.3%であります。主な財源は、診療収入及びへき地診療所補助金であります。特に、診療収入は、運営体制の変更により、開所の日数が減ることから、減額とします。

なお、財源の不足分につきましては、一般会計及び診療所運営基金から繰入れをして対応することとしました。

次に、議案第4号 令和6年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。

後期高齢者医療特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比6%増の4億1,994万円あります。

歳出の主な内容は、保険料等の広域連合納付金が98.4%を占め、次いで、総務費が1.29%であります。また、後期高齢者保健事業につきましては、令和6年度から、一般会計事業として後期高齢者医療制度事業費に計上しましたので、皆減といたしました。

主な財源は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金であります。このうち後期高齢者医療保険料が全体の74.2%を占める3億1,169万5,000円で、前年度比15.8%の増となります。この要因は、被保険者の増加による医療費の増加に加え、国の保険料負担率の設定方針の見直しや、出産育児支援金の導入による負担増のため、平成26年度改正以降、据え置かれていた後期高齢者医療保険料率が、令和6年度から均等割額が2,400円増の4万5,600円、所得割率を0.3%増の8.84%に改正されたことによるものであります。

繰入金は、国民健康保険と同様に、低所得者や被用者保険の被扶養者に対し減額した保険料額を補填するため、県及び市が負担する保険基盤安定繰入金を1億174万1,000円、事務費繰入金を396万5,000円計上いたしました。

次に、議案第5号 令和6年度那須烏山市介護保険特別会計予算についてでございます。

介護保険特別会計の歳入歳出予算総額は、前年度比2.95%減の27億3,860万7,000円であります。

歳入につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費の財源として、第1号被保険者介護保険料をはじめ、国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金が主なものであります。

歳出につきましては、介護保険給付費や地域支援事業費などがあります。

令和6年度は、那須烏山市高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画の初年度となります。第9期におきましても、安定した介護給付が提供できるよう、引き続き介護給付費の適正化に努めるとともに、地域包括ケアシステムの考え方を核とした、地域で安心して暮らせる体制づくりを基本とし、万が一、要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう取り組んでまいります。

また、介護予防・日常生活支援総合事業や、地域共生の社会の考え方を踏まえ、地域住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるまちづくりを推進してまいります。

次に、議案第6号 令和6年度那須烏山市境財産区特別会計予算についてでございます。

本案は、那須烏山市境財産区特別会計の予算の歳入歳出を、それぞれ53万円とするものであります。

歳出の主な内容は、管理会員の報酬、財産区有林の保険料等であります。

歳入の主な内容は、財産区基金からの繰入金、前年度からの繰越金であります。

次に、議案第7号 令和6年度那須烏山市水道事業会計予算についてでございます。

水道事業は、市民生活を支える重要な公共インフラでありますことから、災害等に対する備えに十分配慮しながら、良質で安全な水道水を安定的に供給することにより、多くの市民から信頼される水道事業経営を推進してまいります。

また、事業経営におきましては、収納率の向上、業務の効率化など、なお一層の企業努力を重ねるとともに、利用者の利便性とサービスの向上に努め、公衆衛生の維持と水の安定供給のため、施設の管理や整備等に努めてまいります。

令和6年度当初予算の業務の概要は、給水戸数1万93戸、年間総給水量243万8,285立方メートル、1日平均給水量6,680立方メートルであり、主な建設改良事業費は、岩子地内及びこぶし台団地の配水管更新工事で、2億1,926万4,000円であります。

水道事業収益の主なものは、水道料金、他会計負担金で6億2,530万4,000円であり

ます。

水道事業費用の主なものは、水道維持管理費、人件費、減価償却費で5億9,343万4,000円であります。

投資的経費である資本的収入の主なものは、企業債、他会計出資金で1億5,553万5,000円であります。

資本的支出の主なものは、建設改良費、企業債償還金で5億3,990万7,000円であります。

最後に、議案第8号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計予算についてでございます。

令和6年度当初予算の事業の概要は、水洗化戸数1,222戸、年間処理水量43万5,394立方メートル、1日平均処理水量1,192立方メートルであり、主な建設改良事業費は、水処理センターの機器の修繕工事で、8,472万4,000円であります。

下水道事業収益の主なものは、下水道使用料、他会計補助金で4億477万7,000円あります。

下水道事業費用の主なものは、下水道維持管理費、人件費、減価償却費で4億175万7,000円あります。

投資的経費である資本的収入の主なものは、企業債、他会計出資金で1億5,438万1,000円あります。

資本的支出の主なものは、建設改良費、企業債償還金で2億9,110万9,000円あります。

以上、議案第1号から議案第8号まで、一括して提案理由の説明を申し上げました。

何とぞ慎重審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、3月5日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、令和6年度当初予算の質疑については、3月5日に行うことといたします。

---

### ◎日程第39 議案第37号 訴訟上の和解について

○議長（渋井由放） 日程第39 議案第37号 訴訟上の和解についてを議題といたします

す。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第37号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、宇都宮地方裁判所令和3年ワ第477号、損害賠償請求事件に関し、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細は、議案書に記載のとおりであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（渋井由放） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第39 議案第37号 訴訟上の和解について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。よって、議案第37号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第40 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（渋井由放） 日程第40 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおりであります。この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渋井由放） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、陳情書第1号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情については、所管の総務企画常任委員会に付託いたします。

---

○議長（渋井由放） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は明日2月28日午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

〔午後 4時25分散会〕